

朝鮮志

緒言

今を鷄林の風雲日に急にして、世人萬目の視線均しく之に注ぐ。

此時に於て其邦土の地勢、其邦家の歴史を知悉し、以て利害得

喪のある處を明かにす、これ東洋國民たるもの正に盡すべき

の本分なるべし。特に其地理上よりいへば、其土と一葦帶水を

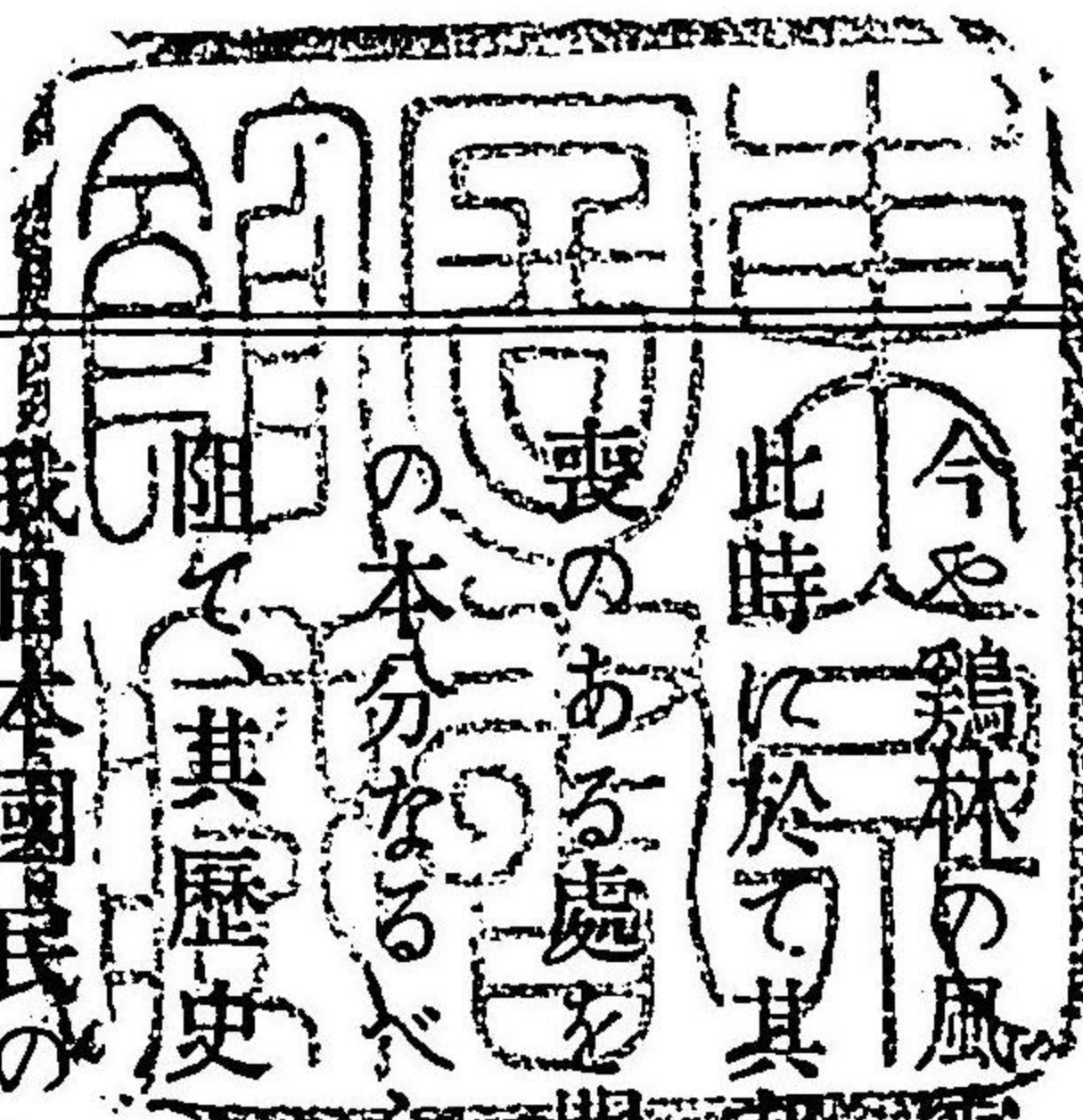
阻て其歴史上よりいへば、其國と少なからざる關係を有せる、

我日本國民の如きは、特に明眼達識よく思慮を此點に盡さざ

るべからず。朝鮮にして一朝大事去らん乎、輔車唇齒の我は直

ちに其影響を受けん。唇寒ふして初めて秋を知る、豈臍を嚙む

も及ばんや。故に予は今此空漠たる邦家の歴史と、此未開なる



邦國の地理と、尙且つ我日本と古來より交渉せる事跡を并せ述べ、以て未だ此道に思ひ及ばざるの士に頒たんと欲す、固より片々たる小冊子、何ぞよく其詳細を悉くすを得む、又薄聞狹智の予、何ぞ其肯綮を誤るなきを保せむ。たゞ其大要を叙して以て、一時の急を救はんこと、これ予か素志なるのみ。豈他あらんや。

明治甲午初夏

編著者識

朝鮮志

目次

○第壹篇 地理

概論

第一章 地勢風土

第二章 氣候産物

○第貳篇 歴史

概論

第一章 建國の起源

第二章 太古の四變

目次

其一 箕子の遷居

其二 古朝鮮の滅亡

其三 漢廷の侵略

其四 三韓の獨立

第三章 上古の六變

其一 三國の鼎立

其二 百濟の滅亡

其三 高句麗の滅亡

其四 唐朝の蠶食

其五 弓裔甄萱の蜂起

其六 新羅の滅亡

第四章 中古の五變

其一 渤海契丹の入侵

其二 女眞の興起

其三 蒙古の入侵

其四 元朝の蠶食

其五 高麗の滅亡

第五章 李氏の王統

○第三篇 日韓の交渉

概論

第一章 上古 神功以前の交渉

第二章 中古 王朝藤氏時代の交渉

第三章 近古 鎌倉室町時代の交渉

第四章 近世 江戸時代の交渉

第五章 今代 維新以後の交渉

○第四篇 露韓の交渉

第一章 露韓通商條約の締結

第二章 陸路通商條約の締結

第三章 露領滿州地の殖民

朝鮮志

足立栗園編著

第壹編



論

世界何れの邦家を問はず、苟も其邦の事を知らんと欲せば、須らく先づ其地理を知らば其地理を知らずして其歴史を説く、これ恰かも癡人の語ると同くなればなり。特に朝鮮の如きは、其地理を知ること最も肝要なり。蓋し朝鮮の地たる、東洋に於ける諸問題輻湊の地にして、兵家の所謂死地なり。此死地に陥りて、勝つも負くるも其人の籌策如何に存ず。尙譬ふれば、これ恰かも地雷火理伏の地といふべし、若し一朝こゝに一個の導火を導かん乎、其轟然爆裂、天地をして爲に震動せしめんことは掌を指すが如ければなり。今や日清の問題

は急激なり、將來に於ける英露の衝突は必ずなきを保せず。此の如く此地や重要問題の本場なり。然れば則ち先づ其地理を究めざるべからず。

第一章

地勢風土

曠茫たる亞細亞大陸の東北海に入るの處、サイベリヤ滿州の地を南下して盡くるの邊、尙支那直隸省と遼東の海を隔て、相對するの處に、一小半島あり。名つけて朝鮮といひ、又稱して高麗といふ。面積大約一萬四千方里、人口僅かに一千〇五十一萬餘。之を我日本に比するに、邦土は十分の六に過ぎずして、人口は、四分の一強なるのみ。巖爾たる一小邦たる推して知るべし。されば之を我東京を基本地として計れば、西經九度六分に起りて、十五度八分に終り。北緯は三十三度十分より始りて四十三度に盡く。然りといへども、こゝに古昔より一政府あり、而して其領土を區畫す。是に於て乎其境界を言はざるべからず。

即ち其境界は。西は漫々たる支那東海に臨み、北は高低透迤たる鴨綠江、長白山、豆滿江を界として、遠く支那滿州の盛京省、吉林省、及び露領滿州と接し、東南は日本海を隔て、遙かに我日本と相對せり、而して其最も近きは、其南端釜山港より、我對馬と相距ること、直徑僅に十里なるにありといふ。これ其本土なり、これに附屬せる島嶼は多し。曰く濟州島、全羅道の南にあり。曰く南海、巨濟、慶尙道にあり、曰く珍島、全羅道にあり。曰く江華、喬桐、京畿道にあり。其他の小嶼は數ふるに暇あらず、而して嘗て英國の占領せしといふ巨文島は、實に濟州島の西に隣れる一小嶼に過ぎず。これをこれ其支屬の領土とす。かく其一境界を作る、こゝに於て乎、其本領の土は、又八道に區畫せらる。曰く京畿、忠清、全羅、慶尙、咸鏡、平安、黃海、江原、是なり。而して更らに又之に別名を付して、忠清を湖西、全羅を湖南、慶尙を嶺南、咸鏡を北關、平安を關西、江原を關東、慶尙全羅忠清を合せて三南と呼び、而して此八道の地を分ちて、又幾多の州府郡縣となす、所謂る郡縣制度なり。かゝれば其王城は、實に全國の中央なる京畿道の漢城府に定められて帝都はなれり。

故に之を京城と呼ぶ。かく儼然たる一王國なり、是に於て乎、又他國と交通往來する港灣浦口は多し。

即ち其港灣は、元山、釜山、仁川、を以て其重なるものとし、外國人來りて茲に居を占め、而して通商貿易の業を營む。即ち元山は咸鏡道は、釜山は慶尙道に、仁川は京畿道に在り。而かも是等の港灣の位置は、皆これ西南にあり。そは朝鮮の地たる、北を除くの三方は、悉く海に瀕すといへども、其東岸は大抵斷崖絶壁を以て限られ、全く良埠頭なきに反して、西南は實に島嶼基布羅列して碇舶に便に、港灣屈折環曲して舟を容るゝに恰當すればなり。

かく京城良港はあり。是に於て乎又山脈は縦横に走り、亂れて諸州の界を作る。

即ち其山脈は、長白山、一名白頭山とて、全國最峻の高峰北境に聳えて、全國八道に於ける山脈の首點となり、東海を沿ふて蜿蜒連亘して下り、南に向ひて咸鏡江原二道の間に入り、こゝに秀て、鉄嶺となり、又更らに金剛山、大關嶺となり、尙それより小白山となり、其處にて嶺脊左右に分岐して、左は東に向ひて走り、右は小白山よ

り、鳥嶺、俗離、徳裕、の諸山となり、智異山に到つて盡く、而して其徳裕山の一支は、又更らに南行して、海南縣より海を踰えて、濟州島に到りて突起して漢羅山となる、此山實に此國の北端より南端まで、全國を一貫せる大山脈といひつべし。故に全國の支脈なる、平安、黃海、京畿、忠清、諸道の山は、皆この山脈の分支せるものなり。是に於て乎、又河流は此山脈より源を發して、諸所に向ひ、終に都邑を過ぎて海に入る。

即ち其河流は、鴨綠江、豆滿江を以て最大なるものとす。而して皆源をかの北境なる長白山に發し、鴨綠江は左に下りて西南に流るれば、豆滿江は右に出て東海に注ぐ。この二大河流に次ぎて、諸道を流るゝものを、大同江、臨津江、漢江、錦江、洛東江とす。即ち漢江は源を江原道の山中に發し、西流して京城の南を経て、臨津江に會して海に入り。其他は或は西に注ぎ、南に入る。蓋し全國の地勢概して東北方に高峻にして、西南邊に平坦なれば、水流の低きに就く、これ自然の理なればなり。

第二章

氣候産物

前章述ぶる如く、此國はかく三面海に濱せる一小國にして、緯度も大抵我日本と異なるなく、而かもや、南方に傾けるものなりとはいへども、さすがに山岳多くして平地少なければにや、氣候は概して寒冷にして、而して夏日に到れば、酷暑甚しといふ。これ山岳四面を閉せるか故に、自然かゝる不釣合を來すものなるべし。故に夏日は洋蠟自ら彎曲し、冬日は麥酒水結して玻璃瓶爲に破るゝほどなりとかや。かゝれば特に北方を流るゝ豆滿江沿岸の如きは、寒威烈しくして氷結六ヶ月に及び、三南の地、即ち慶尙、全羅、忠清の如き氣候平和と呼び、太古より早く人民の繁殖せし地といへども、氣候不順にして、寒暖常に變し易く、而かも夏時の如きは、大雨屢來り、冥霧四方を鎖して、爲めに咫尺を辨せざる日多しといふ。かく凡て氣候上よりいへば、最上の佳國にあらざるを以て、従つて物産も非常に最良

物を出す能はずといへども、其土地々々に従つて、相當の天與物あり。即ち全國の平地地といはるゝ全羅慶尙二道は、他道に比して土地概して肥沃に、且つ南海に濱すれば、よく山海の利を兼ねて、自然富盛なること、國中に冠に。咸鏡、江原の二道は、山岳重疊せること、多く礦物動物類を出す。かゝれば全國の産物は、先づ米、麥、沙金、銅、鉄、苧、人參、虎豹皮、牛皮、牛角等なりといふ。

第二編

歴史

概論

既に地理の大要を了せる上は、是に於て乎初めて歴史の事を尋ねべし。蓋し人種の起源より、歴代の沿革に至るまで、皆これ其土地に伴ふ、榮枯盛衰の結果に外ならざればなり。然りとらへども、こゝに朝鮮の歴史を知らんと欲せば、須らく先づ覺悟せざるべからざる者あり。何ぞや。朝鮮はこれ太古より純然たる獨立國ならずして、常に他邦の半屬國、いはば附庸國の如き形跡を留めたりしこと是なり。然れば之を萬世一系の帝國たる、我日本など均しく想像せば、こゝに大なる謬見を生せん、何にとなれば此國はかゝる一小土なるに拘はらず、小邦分裂して、常に相攻撃し、終に統一に歸せるの時代なく、却つて鵝蚌の爭常に漁夫の利となれるやの感あればなり。乃ち太古は我日本と共に開化して、三韓と呼べる時頃は全く我と同一國の如き

狀況を呈し、後百濟、高句麗、新羅と鼎立して尙我に従ひしに。中途より唐朝に歸服して、こゝに我の羈絆を免かれ。それより各王國は互に支那の力を假りて、自ら統一を謀りし結果は、終に支那の併す所となり。後中古に至り、漸く半獨立の姿を以て國を建てしもの、これ又北方より起りし、渤海、契丹、女眞、蒙古の亂す所となりて常に其牽制を受け。最後に元朝の躡食を受けて、其土地は大に減削せられ。終にこゝに高麗は亡びて、今の王朝の祖なる、李成桂は起りて、古代の名を取りて朝鮮と呼び以て國を爲すに至りしものなりき。かく一起一仆、悉く他邦の牽制を受けて盛衰せしものなりしかば、常に一國獨立の歴史と認むべきものあらざるに、而かも李氏が國をなすに到りしより、滿州古傳の慣習を受け、繼ぎて、其本土の歴史を編むことを忌み、専ら之れを秘密に付して、國民に知らしむることを欲せざれば、完全なる此邦の歴史を得んことは、實に覺束なき次第といふべし。古語にいふ。國に確然たる歴史なきものは、これ其邦家なきなりと。朝鮮の今日ある豈怪しむに足らんや。

第一章 建國の起源

世界何れの邦といへども、太古に於ける建國の起源は空漠たり、而して、殊に朝鮮の如きは甚だしとなす。何となれば其載籍具はらざるのみならず、實に古來より國家と認むべき確然たる獨立の體面を作さず、從つて精確なる國史の編纂せられたることなければなり。殊に近代李氏の王統を繼ぐに及んでや、世は治平に歸すといへども、政府の力を以てかゝる調査研究に力を盡さざれば、以て其津涯を探ぐるに由なし。かゝれば太古の形勢事歴が空漠雲を撰むが如きは又敢て怪しむに足らず。

彼の書は傳へいふ。太古神人アリ、太白山(平安道妙香山)ノ檀木ノ下ニ降ル、國人立テ、君トナス、之レヲ檀君ト云フ、國ヲ朝鮮ト號シ、平壤(平安道平壤府)ニ都ス、是レ支那唐堯ノ時ナリと、而して其後千有餘年間、又絶えて史籍に載せる事實なし。故に一轉じて我國史を續けば、記していふ。素盞鳴尊、其子五十猛神ヲ帥ヒ、降テ新羅國ニ

到リ、會尺茂梨ノ處ニ居ル、乃チ與言シテ曰ク、此地吾居ルヲ欲セズト、遂ニ遁去ラ以テ舟ヲ作り、之ニ乘リ東渡シテ、出雲國簸川上ノ所在鳥上之峰ニ到ル、云々。この兩事跡を對照するに、實に吻合する處あるか如し。蓋し日韓當時の交通を考ふるに、古事紀に載せて、大國主神、出雲之御火之御前ニ坐スノ時、波穗ヨリ天力羅摩船ニ乘リ而シテ鵜皮ヲ内剝テ衣服ト爲シ、歸來アリ、云々、といへる如く、實に此時頃迄は、今の北海に瀕せる山陰道の津港より隱岐島を経て、日本海を横切り、以て今の朝鮮の東北部に往來したるもの、如く。而して我國の開化も、恐らくは九州地よりも、この出雲國を以て最始とすべき形跡あればなり。かゝれば或は素盞鳴尊か、我國より彼國に航し、其子五十猛を彼土に遺し置きて、我出雲に歸りたれば、五十猛は終に檀君となりて、彼土は君臨したるものなるやも測られざるなり。思ふに此等の人種の聚りし地たるや、之を地理上より考ふれば、皆これ今の朝鮮の北方にして、氣候寒冷の山中なり。されど人種の起源は必ずしも温暖の地にあらずして、却つて寒冷の廣原に生じ、其處より終に水草を逐ひ、一大源流を傳ふて、漸次温暖の地に南下したるか如ければ、朝

鮮も或は此北方地に於て、太古一部落を成し、それより其人種が、漸次に南方に下りしものにあらざりし乎。されば又た彼書に記していふ、檀君其後大凡千四十八年ヲ經テ、商武丁八年ニ至リテ、阿斯達山(黃海道文化縣九月山)ニ入テ神トナル、といひ。而して後我紀元前四百三十年の頃、殷ノ箕子伴狂國ヲ去ツテ、中國人五千ヲ率テ、難ヲ朝鮮ニ避ケ、平壤ニ都ス。云々、といへるあり。之を以て見れば、檀君國を創めてより箕子に到るまで、其間千有餘年なり、かゝれば必ず其人種は、箕子前に既に南方に下りて、上古の所謂馬韓辰韓辨韓の地に一王國をなせしならん。而して箕子の來りし以後に於て、朝鮮は實に南部と北部とに國を分ちたりしものなるべし。然るに此時頃に於て、我國も漸次に開けて、九州邊に一國を造り出し、こゝに人種の繁殖を來したれば、終に朝鮮の南部と、我九州とは交通を始めたりしならん。否恐らくは同人種の因みを以て、互に其開化を助け合ひたりしものとも想像し得べし。かゝればはや、我神代の時には、吾田國笠狹岬(今の薩摩國如世田港)が、疾くより我が首都となりて、朝鮮との交通の要港となり。鷓鴣草音不合尊の次子稻氷命は、妣國海原に居り、新良國の

祖となるといひ。又新羅國王之子、名ヲ天之日矛ト云フ、是人參リ渡來ス、云々、心奢リ妻ヲ罵ル、其人女人言フ、凡ソ吾者應ニ汝ノ妻タルベキモノニアラス、將ニ吾ガ祖國ニ行カントスト、即チ竊カニ小船ニ乗ジ、逃遁シテ渡來シ、難波ニ留ル、是ニ於テ天之日矛其妻ノ遁シト聞キ、乃チ追フテ渡來シ、將ニ難波ニ到ラントスルノ間、其ノ渡ハ神塞テ以テ入レズ、故ニ更ラニ還ツテ多遲摩國ニ泊シ、即チ其國ニ留ル。云々と記せるあり。而して彼の國史には、其祖を皆卵生といひて、太古神性の説をなせるに拘はらず、其時代に於て既に倭國結好交聘といひ、倭人行兵欲犯邊云々といふ如き事跡、實に類々として顯はれ、尙其祖朴赫居世三十年に、將軍瓠公馬韓に聘せり、此人未だ其族姓を詳かにせず、本倭人、初め瓠を以て腰に繫ぎ、海を渡り來る、故に瓠公と稱すなど、書すに至れり。かゝれば是等の記事が、全く我九州邊の酋長の往來に過ぎずとするも、遠き以前より、彼と我との交通し居たりしことは事實なりとす。然れば是等の人種が、互に文化を交換して發達し、而して尙北方より漸次下り來りし支那人種と相混して、益々其進歩を遂げたりしや明かなり。さればはや、箕子の遺裔準

は衛滿の爲に迫られて、馬韓に來り、王となりしといひ。中國人秦の亂を苦みて、東馬韓に來り、辰韓と雜居す云々、而して辰韓は秦の移住民なるか故に、秦韓とも書し、尙其故を以て、自ら王となる能はずして、常に馬韓人を擁立す。云々といへる類多きを見るものなるべし。

要するに、朝鮮の古代史の如きは、實に漠然として一も其精確を得るに由なきなり。かゝれば予はたゞ想像を以て、或はかゝりしならんと推斷せるのみ。

第二章

太古の四變

朝鮮建國の起源は、予の想像する所にては、實に前章に述べたる如くなりし。されど此國の歴史は、空漠たるものはあらざれば、其想像も實に三韓分立の時にまで及べり。かゝれば今たゞ彼の國史の示せる所のみ據りて、試みに太古の變遷を通過すれば、實に四大變を経たるものと見做すべきに似たり。四大變とは何ぞ、曰く箕子の遷居、古朝鮮の滅亡、漢廷の侵略、三韓の獨立是なり。乞ふ順を追ふてたゞ其大要を擧げん。

其一 箕子の遷居

朝鮮が既に國を建て、よりに數百年を経たる、我紀元前四百三十年頃、殷の王子箕子は、紂王の暴惡を避けて伴りて狂人となり、其故國なる支那を棄て、東南に走り、之に従ふ五千人の徒と、終に朝鮮の北方なる平壤に都せり。而して其古より發達せし支那文物を此地に布殖せしめれば、漸次四隣の蠻人は之に馴らされて終に一國をなし、こゝに其境域は、今の黃海道以北と滿州の南部とを有ちたりしと見ゆ。かゝればこれ朝鮮の爲には、實に一大變化なりしなり。然るに其後支那直隸省の地に隣せる燕は、自立して王と稱し、勢漸く盛に、進んで東方の地を略し、終に其將秦開を遣はし、來つて朝鮮の地を略し、滿潘汗に至りて界となすに到りしが、其後國力漸次衰頽し、秦天下を并すに及びては、長城を築きて遼東にまで抵りたれば、其燕の地は益縮小せり。かゝれば此朝鮮の爲めには、一小變に過ぎざりしに、其後又箕子四十

代の孫否なるもの、秦の強大を畏れて之に服屬したるは、其子準立ちてより、二千年にはもて秦亂れ、燕齊趙の民愁苦して準に歸するに及びたれば、朝鮮は爲に又一小變動を生ぜしむ、幾くもなぐして奮に復せしなり。然るに漢將盧縮が燕王となるに及びて、まづの準燕と沮水（今の鴨綠江とも大同江ともいふ）を以て界となしたれば、朝鮮の地は之が爲に少し縮小せり。されども亦一小變に過ぎざりしなり。

古朝鮮の滅亡

が、亦小變を経たる處に、其後漢將盧縮は反して匈奴に入り、燕人衛滿は爲に亡命して千餘人を聚め、難結夷服して東浪水を渡り、永く西界に居て藩屏たらんと偽り、終に其處に居を卜めしを、準は之を信じて博士とし、圭を賜ひて百里の地は封じ、以て其土を守らしめしは、後其勢の大なるに及びて、俄が立ちて準を襲ひて之を破れり、されば準は南に奔つて海に入り、馬韓の地に到れり。こゝに於て此朝鮮の地は全く滅びて、箕子の建國より凡そ九百年。これ我紀元四百六十七年の頃なり。

其の三の漢廷の侵略

かへれば今や朝鮮は全く衛氏の居を卜むる所となり、滿自ら立ちて王と稱し、以て平壤に都せしが、是時漢は孝惠高后の世なりしかば、之を征討することをせず、たゞ約して外臣となせしに過ぎざりき。かへれば表面上朝鮮は漢の屬邦と稱すといへども、未だ獨立の實權を有し、此時眞番（瀋州盛京省、興京府）、臨屯（江原道、江陵府）、其領土は實に方數千里の地となりしなり。然るに其後滿の孫右梁の時に至り、滅（江原道、君南關等相畔きて二十八萬口を率ゐ、遼東の地に至りて漢に内屬せしかば、衛氏の領邑は爲に狭められて一小變を來せしに、其後尙降つて漢武帝の元封二年に、漢は來りて衛を亡ぼせり。されば此時に於て、朝鮮は全く滅びて漢の有に入れり。是我が紀元五百五十二年にして、衛滿が王となりてより凡そ八十七年の後なりき。）

其の四 三韓の獨立

かく朝鮮の地は、今や全く漢の爲に并せられ、其地は改め分たれて眞番、臨屯、樂浪、平安道、玄菟、咸鏡道の四郡となりしが、其後明帝の始元五年には、又た改めて平那、瀋州、玄菟郡を以て平州都督府に、臨屯、樂浪郡を以て東府都督府とせられ、茲に小變を

見たりしが、其後朝鮮の南部、即ち漢江以南の地に當りて三韓は起れり、馬韓、辰韓、
 辨韓。是なり。而して初めは此三韓を合せて辰國と呼び、最強なる馬韓王立ちて辰王と
 稱し、以て韓地を統一したりき。今其地を查ふるに、馬韓は此國の西に方ち、北樂浪
 と接ち、南、日本に臨み、西、海に枕し、凡そ五十四國を有せるものにして、今の全
 羅、忠清、京畿の三道の地なるが如く。此王はこれ即ち前に述べたりし箕子か、一朝
 衛滿の爲に迫られ、其衆數千人と逃れて、此地の金馬郡全羅道益山郡に居り、終に立ち
 て韓王と尊め、武康王と稱せしものと見ゆ。又辰韓は、馬韓の東に位し、北は濊貊
 と接ち、南は辨韓に隣り、凡そ十二國を有せる、今の慶尙道の地にして、其王は秦の
 時、其人民苛酷に苦み、逃れて此土に入りしを、馬韓王より東海の地を割き與へられ
 て、終に國をなすに到りたるものなれば、又名つけて秦韓とも呼べり、されど流移の
 人種なりしかば、自ら王となる能はずして、常に馬韓の人を擁立せり。又辨韓は辰韓
 の南にありて、是亦十二國を有し、今の慶尙道の南邊を領して、辰韓と雜住し居たる
 ものなりし。かく馬韓、辨韓、辰韓と三國、相並ひて國をなし、而して一韓王を立て

其地を繼承せしめしに、其後凡そ三百年を経て、我紀元六百六十九年の頃に到り、
 馬韓は終に百濟王温祚の爲に滅ぼされたり。かくれば此馬韓王なる箕子の後は尙遠く
 三國鼎立の後までも存立し居たりしなり。

第三章

上古の六變

前章既に述べ來りし如く、太古に於ける朝鮮の地は、半は支那の爲に郡縣の制下に支
 配せられ、半は馬韓、辰韓、辨韓と相並びて獨立せしが、其後國運は漸く熟して、終
 に三國の鼎立となりて、こゝに各國獨立の姿となれり。新羅、高句麗、百濟即ち是な
 り。

六、其の一、三國の鼎立

かく鼎立せし三國の地を尋ぬるに、其中新羅の地は、本の辰韓の故土にして、初め秦
 漢朝鮮の遺民が皆通れてこゝに集り、自然其文物を導きて、東海の濱に一部落を造り、

初め六村に分れて居を占めしが、其六村中の一村長、蘇伐公の子が生れて岐羅衆は異りしより、立ちて全村の君となれり、即ち其國の始祖朴赫居世是なり。これ我が紀元六百の四年頃の事なりき。又高句麗の地は、古朝鮮の故土にして、此國の北方なり、其王は此地の北なる扶餘といへる國王金蛙の子骨表と呼べる者が、幼にして奇偉なりしより、其兄弟に悪まれ、國を逃れて此地に來り、初めて國を定めて高句麗と名付けしものなりしが、其名を朱蒙と呼べり、又百濟の地は此朱蒙の子温祚が、馬韓王より東北百里の地を興へられて、國を立てしものにて、高句麗の建國に後くる、こと二十年、即ち我紀元六百四十三年頃に當れり、かく三國鼎立して、皆世襲の君を立てしが、其後新羅は、其王統に變化を來せり、うは王の女婿が時に王となりし故なりき。即ち昔脱解、金昧鄒が、女婿を以て王となりしより、以後朴、昔、金、互に交々王となるに及び。然るにかく三國の鼎立せし時に當り、別に一小土を有して、國を立てしものあり。駕洛、任那、耽羅是なり。此駕洛といへるは、初め九千より其衆を帥ひて來り、終に此地の酋長となりしものなるが、我紀元七百の二年頃に、金首露なるもの起り國を開き

て、伽耶又駕洛ともいへり、蓋し此地たる、新羅の西南にあたり、東は黃山江に抵り、東北伽耶山に至り、西南海に濱し、西北知異山に界せる所にして、即ち今の慶尙道の西南を指せるもの、太古辨韓の地是なり。任那又大伽耶といへるは、今その所在審かならずといへども、遠くより此三韓の何れかに國を作せしに相違なく。又耽羅は今の濟州島の地にして、後新羅の爲に亡ぼされたり。かゝれば駕洛は十王四百九十二年にして我紀元一千一百九十三年に盡き。任那は始祖より十六世五百二十年にして滅び。耽羅は百濟に高麗新羅と其時をによりて其本國を變せしなり。

其二 百濟の滅び

かく三國が立ちし後、終に互に攻伐して相争ふに到りしが、其後支那の地より、隋の文帝侵し來れり、されど功なくして歸りしに、其子煬帝又大舉して此地を蹂躪するに及び。されども亦其志を得ずして引返したりしに、後降つて唐の太宗の世に及びて又々大舉して來り、大に此地の民を惱ませり、然るに此時もよく防戦せしかば、太宗は終に全く功を收むる能はずして、軍を退けしが、其後一朝百濟が高句麗と結びて、新

羅を攻めし爲に、新羅之を唐に告げて、援兵を乞ひ、唐の高宗は爲に蘇定方をして、行軍大總督となし、水陸の軍を率ひて來り、終に百濟を滅ぼさしめ、其地を熊津馬韓、東明、金漣、清安の五都督府に分ちて、之を領するに至りしより、百濟の地は終に朝鮮の版圖たらざるに至れり。此時しも百濟の遺臣鬼室福信は起りて、爲に敗卒を聚合して兵を起し、且つ我日本にも援兵を請ひ得て、一時其國を興復せんとしたりしに、後己が擁立せし其主豐璋の爲に殺されて、此舉終に全く、水泡に歸するに到れり。これ我紀元二千三百二十年の事にして、實に始祖温祚より三十五王六百七十八年の時なりき

其三 高句麗の滅亡

かゝりて後は朝鮮の地は、一半は唐の有となり、今やたゞ高句麗と新羅の二王國を遺すのみなりしに、其後唐は百濟を亡ぼせしを好機とし、高宗は爲に師を出して、高句麗を伐たしめたり。されど其地が北部に位して、極めて寒威強かりし爲に、其兵は路にして進みし風雪に迷はされて、大馬大に疲れしと、且つ軍糧繼がずして永く其地に留る能はざりしより、却つて高句麗の爲に破られて、終に其軍を還すに及びたりしが、

其後高句麗が兄弟互に立つを争ひ、其極其兄は唐に降りて援兵を請ふに及びしより、唐は奇貨措くべしとて直ちに李勣を以て行軍大總督とし、尙且つ新羅をして、其軍を援けしめ、遂に高句麗の都なる平壤を圍み、月餘にして之を降し、其弟王を殺し又其兄を縱ちて、別に郡侯に封じ、全く其地を削りて安東都護府を平壤に置き、其都護府をして部下の九都督府、四十二州、百縣を統べしめて、之を己か領地とせり。かゝれば高句麗の地も、是に至りて朝鮮の版圖にあらざりしなり。即ち高句麗は、始祖東明王より、二十八王七百五年にして亡びき。

其四 唐朝の蠶食

かく今や百濟は亡ぼされ、高句麗も亦た尋て平らげられて、新羅獨り後に遺りて其王國を維持し居たりしが、もとゞ新羅は他二地に比して強大なりしより、潜かに手を百濟高句麗の故地に下し、又唐朝の目を掠めて高句麗の叛衆を納れて己か臣となしたりき。かゝれば唐は之を聞きて、直ちに使節を遣はして其無禮を責めたりしも、新羅之に服せざりしかば、唐は大に怒り、遂に劉仁軌を以て大將軍とし、大衆を擁して來

り討たしめたり。かくと見るより、新羅は初めの勢にも似ず、大に之を恐れ、終に使を遣はして罪を謝するに及びしかば、唐は其請を容れて、之を許せしむ。此時其以前新羅の地たりし、高句麗の南境までを、己が郡縣として、之を領するに及びたり。かれば新羅の地も亦た削られて、朝鮮の版圖を減縮せり。

其五 弓裔、甄萱の蜂起

かくの如く唐朝の蠶食は甚だしく、今や朝鮮の地を略して、過半其有に歸するに到りたれば、唐は終に其地を分ちて郡縣とし、以て其民を撫育せしむ。固より前代よりの遺臣も多く、又其新政を喜ばざるものもありたれば、此時新羅憲康王の庶子弓裔といへるものは起り來り、我が紀元千五百六十一年の頃、即ち孝恭王の時に到りて、自ら王と稱して國號を摩震と號し、其勢力漸く大に、後又秦封と改號せしが、終には新羅王都に攻入り、其王を殺すに到りしはとなき。然るに其後高麗の始祖王建起るに及んで、そが爲に亡ぼされたり。されば其王と呼びしよりは僅かに十七年なりき。かくる時に於て、又百濟の故地より甄萱なるもの起れり。是我紀元千五百五十二年の時にして、其後一時は百濟と稱して、其勢力甚だ盛んに、終に高麗と戦ひて屢々之を破る。はとなきも、後遂に高麗の爲に亡ぼされたり。建國僅に四十五年なりき。かくれば此等の蜂起によりて、朝鮮の地は自然に獨立して、漸く高麗なる一國の下に、古へに復せんとするに到りしなり。

其六 新羅の滅亡

かく他國の續々亡びしにも拘はらず、新羅獨り舊態のまゝにて永續せし所以は、これ全く其領土の廣かりしにあらで、古へより國民よく一致して、其郷國を守り、而して一に文學武藝を講じて、内地の改良國民の義氣を維き得たる故にてありき。然るに其後數世の後、代は降りてこゝに骨肉相食むに到り、綱紀終に立たざるに及びてより、其國勢は全く衰頽し、我紀元一千五百七十八年頃、即ち景明王二年に至りて、高麗の王建は一方より起り、百濟の甄萱も亦他方に蜂起せしかば、終に其蠶食を免れず、而して後新羅は甄萱の爲に攻められて、王は爲に殺さるゝに及べり。かくれば其嗣王は到底國を維持すべからずとて、出で、高麗に降らんとせしを、さすがにかゝる舊國なれ

ばにや、其臣下等は切に之を諫止したる、されど王は終に聽かずして出て降れり。かれば高麗王は大に喜び、直ちに其女を以て之に妻はし、樂浪郡王となして、其地を全く己が領地とし、而して新羅といふを除きて慶州と呼びなせり。されば新羅は此時全く亡びて、高麗新たに國威を高むるに及べり。これ我紀元一千五百九十五年にして、即ち始祖朴赫居世より、朴氏十王、普氏八王、金氏三十八王、合せて五十六王、在位九百九十二年の治世なりき。

第四章

中古の五變

朝鮮は前章述べし如く、一時全く唐朝の蠶食する所となり、たゞ一の新羅を残すのみなりしに、其後所々に蜂起せし種族の中、高麗の王建は其勢漸く大に、終に弓裔に代りてと王なり、初め新羅と對等の禮を用ふるに及びしが、後終に新羅王の降を納れて、長女を以て之に妻はすに到りしより、其土をも併せて版圖漸く廣く、終に高麗と名づけ

て、儼然たる王國となれり、然るに此時朝鮮の北方なる、靺鞨の地より諸強族は起りて、朝鮮はうれが爲に屢を其の侵略を受くるに及べり。

其一 渤海、契丹の入侵

新羅が獨り國をなせし時頃より、北方粟末、靺鞨の地に一大強族の起りしあり。國號を渤海と呼びなせり。此地の族は上古より強大なりしを以て、三國鼎立の時も屢々朝鮮を侵せしが、後高句麗亡び唐朝之を合せしより、私かに其地を略して之に據り、後我紀元一千三百七十三年の頃に至り、終に自ら立ちて震國王と號し、唐の睿宗の爲に、左驍騎大將軍渤海郡王に封せられしが、後追て其領土を擴めて、南は新羅、東は海、西は契丹に隣るほどに到り、五京十五府六十二州を有ちて王となりき。されば其後使を唐に遣はして官制を定め、専ら支那の風を摸して之に擬せしが、後契丹の地より阿保機なるもの起り、西北方の地を并吞して、自ら天皇王と號し、一千五百八十六年遂に大舉して來り王討ちしたば、渤海王は之に敵し得ずして、終に之に降れり。かゝれば契丹は更らに國を東丹と改稱し、以て其鋒を朝鮮に向くるに及べり、されば渤海は

十四世二百十四年にして滅亡に歸したりしあり。

其二 女眞の興起

かく渤海が一時盛となり、後其領内より起りし契丹の爲に并せられ、契丹益々盛となりし時、こゝに女眞は起りて、又も其地を奪ひて之を亡ぼすに至れり。蓋し女眞は、高麗の東北方なる今の咸境道の東北境、及び滿州の吉林省、黒龍江の三省を有し、初めは黒水近邊に住み、東にゐるを東女眞、西にゐるを西女眞と分ち呼ばれたる靺鞨の遺族なりしが、宋の成宗頃より漸く盛大となり、後阿骨打といへるもの立ちて王となるに及んでより、國を金と號し、自ら皇帝と呼びて、儼然四鄰に雄飛せり、而して後終に宋と力を合せて契丹を亡ぼすに至りしが、是れ我が紀元千七百七十七年の頃なりき。かくれば朝鮮が漸次其蠶食を被りしは、亦怪しむに足らざるなり。

其三 蒙古の入寇

かく契丹が宋と女眞の爲に亡ぼされし時より以前に、こゝに支那の北方なる曠原の地より出で、其勇敢曉武の足跡は終に西歐土に入り、南印度に達し、且つ支那をも并呑

して、後來元と呼ぶに至りし蒙古は起れり。かくれば其勢力の偉大にして、敵すべからざるは固よりの事なるが、其太祖鉄木眞が帝と稱し、初めて成吉思汗と號せし、我紀元千八百六十六年頃にはさしもの金も終にそれか爲に亡ぼさるゝに到れり、これ皆世人の既に知る所、又全く支那史の部に屬するを以て之をこゝに贅せざるべしといへども、勢かくの如くなれば、終に朝鮮の地を蹂躪するに到りしは、亦怪しむに足らざる所なりとす。

其四 元朝の蠶食

既に前に列擧せる如く、朝鮮の北方は、渤海、契丹、女眞、蒙古と、かく漸次順を逐ふて勃興し來り、其時朝鮮の地は終に高麗獨り其間に介立して、獨立の体面を保ち居りし事なれば、其時々を於て、其等の國々の爲に侵入されしは、固よりといふべし。即ち其始祖王建が國を高麗と號じ、初めて其土に君臨してより、惠宗、定宗、光宗、景宗を経て成宗に到り、精を勵まし治を致し、官制を定め、言路を開き、終に十二敎を置き、三省六曹七寺を定め、其他文學を奨勵し、武備を盛ならしめしかば、百般の

制度蔚然とてを觀るべく、爲に大に國の品位を高めて益々強大とありしに、後穆宗の時に至り、一朝太后の淫縱放恣より内亂を惹起し、其極終に權臣唐兆改革を名として穆宗を廢し、又太后及び其黨與をも流し、己れ顯宗を迎へて之を立つるに及びしより、こゝに國內は亂れかゝりて、契丹は其機を以て兵を發して内地に入れり。然るに高麗は一時幸ふして之を禦ぎしも、後其敵すべからざるを知り、終に使を遣はして其正朔を奉じ、常に使聘を通するに及びしかば、今は全く契丹の半屬國となりしなり。然るに其後德宗に及び、契丹の亂に乗し、國勢の回復を計りしも、其事成らず、それより文宗繼ぎ、心を内治に留め、大に治平に赴きしかば、此時宋に通せんとしたりしも、尙契丹を憚りて其意を果さざりしに、後契丹が女眞と宋とに亡はざるに及びしより、初めて契丹の羈絆を免れたり。されど又直ちに此女眞即ち金の爲に、其封冊を受けて方物を獻するに及びり。然るに其後仁宗を経て毅宗となり、奢侈荒淫にして國を失はんとせしかば、終に廢せられ、弟皓立ちて明宗となりしが、是又荒淫にして内政治まらざりしより、國內は爲に騷擾を來すに及びり。されば此時金は來りて、一々政治に

干渉して、終には王位を奪はんとす。其時崔忠獻なるもの、勢力強くして、終に明宗を廢して神宗を立て、神宗薨じて又熙宗を立て、熙宗を立つるに及びしより、威權益盛んに、後又熙宗を廢して康宗を立て、康宗薨せし爲に又高宗を奉ずるに及びたり。勢がくの如くなれば、國內の治平ならざりしは固よりにして、後其子瑒の代に及び、終に蒙古の入侵に逢へり、其時瑒は狼狽して主を脅かして江都に走りしが、後瑒の子沆後を嗣ぐに及びし時は、蒙古は來りて州郡を屠れり。然るに其後沆の子玠暗愚なりしより、政權は終に王の手に復するに及びしも、此時既に蒙古の攻撃に逢ひ、終に和を請ひし時なりしかば、以後益々蒙古の制取を受くるに到れり。かゝれば元宗は一朝蒙古の爲に大軍を出して、日本を撃ちしに、其師大敗して歸るに及び、それより益々元の爲に繼ぎ、其地を蠶食せられて、其西京の地は東寧府と改められ、慈悲嶺を界として國境を限らるゝに到れり。是に於て高麗は大に其北部を削減せられしなり。

其五、高麗の滅亡

かく今や高麗は元の蠶食を受けて、其國を危からしめしに、其後忠烈王、忠宣王、忠肅王を経て、歴代皆暗弱の君主のみなりしかば、益々元の箝制を受けて、余く獨立國の体面を失はんとせしに、其後恭愍王に至り、少しく賢良の主にして、精を勵まして治をなせしかば、稍々舊來の面目を改めんとしたり。然るに此時紅頭軍といへる草賊蜂起せし爲に、國內又々騷擾を來せり。されど其時元は漸く衰へて、手を此土に下す能はざりしかば、幸に滅亡の難を免れしのみならず、此時頃より漸く元の箝制をも脱するに到りたり。然るに此恭愍王の晩年に、僧逼照なるものを擧げ終に之に政を委ねられしより、こゝに乖亂の基をなせり。或は此逼照か、其後政柄を全く己の手に握り、終に、還俗して辛朧と名乗り、國王を勸めて淫縱ならしめ、而して終に己か子をとりにて王の胤とし、以て將來の大望を企つるに及びたればなり。かゝれば恭愍王も之を悟り、終に辛朧を誅せしも、己れも亦宦者の爲に弑せられ。こゝに曖昧なる嗣君は立てり、辛禍是なり。然るに此王も荒嬉にして内政を顧みざりしかば人望を失ひて終に其將李成桂の爲に廢せられ、成桂は群臣と謀して禡の子昌を立て、王と奉せしも、又暴逆な

りしかば之を廢し、終に恭讓王を擁立せり、これ高麗最後の王と知られたり。何となればこれ李成桂の計にして、成桂は其後終に之を廢して、衆望を以て己れ自ら王位に上りたればなり。是に於て高麗は、全く王氏三十二世四百四十二年、辛氏の世を合せて四百五十六年にして全く滅亡に歸せしなり。

第五章

李氏王統

李成桂は高麗王朝の末紀に仕へ、諸所の賊を討ちて大功ありしに、此時盛んに彼の沿海を劫掠したりし、我邊民無頼の徒、即ちかの所謂倭寇と戦ひて之を破り、終に境外に逐ひ退くるに到りたりしかば、大に衆望を得て、遂に王位に上れり。是に於て國號を朝鮮と呼び、以て其始祖となりしが、是ぞ即ち現今朝鮮王家の祖なりとす。かゝれば此以後連綿として以て今日に到れる歴代間には、實に記すべき沿革少なからざるべしと雖も、既に前に述べたりし如く、李氏以後の歴史は全く絶無の姿なれば、今遽

かに之を記さんと難し。故に茲には、たゞ歴代の王名、及び年歴を叙し、而して其れと關係したる著名の事跡の如きは、之を次篇日韓交渉の卷に譲るべし、乃ち年表を掲ぐることを左の如し。

○李氏

- 第一世太祖康獻王 初成桂 在位七年
- 第二世定祖恭靖王 暉 在位二年
- 第三世太宗恭定王 芳遠 在位十八年
- 第四世世宗莊憲王 祐 在位三十二年
- 第五世文宗恭順王 珣 在位二年
- 第六世瑞宗恭懿王 暉 在位三年
- 第七世世祖惠莊王 孫 在位十三年
- 第八世睿宗襄悼王 瑑 在位一年
- 第九世成宗康靖王 瑑 在位二十五年

- 第十世燕山君 瑑 在位十一年
- 第十一世中宗恭愍王 瑑 在位三十九年
- 第十二世仁宗榮靖王 瑑 在位一年
- 第十三世明宗恭顯王 暉 在位二十二年
- 第十四世宣祖昭敬王 昭 在位四十一年
- 第十五世光海君 瑑 在位十四年
- 第十六世仁祖憲文王 瑑 在位二十七年
- 第十七世孝宗宣文王 暉 在位十年
- 第十八世顯宗昭休王 暉 在位十五年
- 第十九世肅宗顯義王 暉 在位四十六年
- 第二十世景宗德文王 暉 在位四年
- 第二十一世英宗至行王 暉 在位五十二年
- 第二十二世正宗文成王 暉 在位二十四年

第廿三世純祖淵德王 在位三十四年

第廿四世憲宗体健王 在位十五年

第廿五世哲宗熙倫王 在位十四年

第廿六世今王 在位三十一年 (今明治廿七年迄)

第廿七世高宗熙元王 在位三十一年 (今明治廿七年迄)

第三編

日韓の交渉

概論

既に其邦建國の歴史を知る、是に於て乎始めて他國との交渉を語るべし。蓋し日韓人の交通は、之を地理上より考ふるも、又之を歴史上より推すも、必ず他邦に比して、深且の古なるべきは自然の勢なれば、こゝに太古より兩國間の交渉初まりしは、亦敢て怪しむに足らず。さればにや之を事實に徴するに、既に崇神天皇の世に、我國は任那の請によりて兵を三韓に出し、以て彼を制せし事あり。それより降つて終にかの神功皇后の三韓征伐となれるものなりしが、是時よりして彼は遂に我屬邦となりぬ。かゝれば以後數十年の間、我國が全力を舉げて此朝鮮制馭に盡したるとは、これ止むを得ざる行掛にして、我は既に内地の改良に忙がしく、従つて遠く手を海外に伸ばす能はざりしと、且つは其國勢の當時に似ざりしとを以て、自然制馭の宜

しきを失せしに反して、彼は其後國運や、進み、勢力昔時に倍せしと、且つは此時頃より支那朝の侵入を受けて、終に其干涉を仰ぐに至りたれば、こゝに我の向くる及は弱くして、彼の出す鋒先は強く、終に我外交上に一層の困難を加へたりしは、疑もなき趨勢なりとす。然るに世は鎖倉時代と降り、さすがに鎖國主義を以て一切外事を遮絶せる事とて、其後暫く兩國の交渉はあざざりしむ、それが反動として、終にかの元の入寇となり、こゝに一大變動を生じたりき。即ち此時兩國間に熟したりし商機は、終に足利氏をして開國主義を採らざるを得ざらしめ、再びこゝに兩國の交渉を見るに到りし事是あり、此際我國は恰かも南北朝戦亂の後なりしより、國內財寶の欠乏を來せし結果は、終に我無頼の徒をして、彼の財寶を掠むるに及ばしめしかば、兩國交渉の事件は、多く倭寇に關したりき。かゝれば應仁以後となりては、此形勢益々急に、彼我兩國は終に之を處理する能はざりしに、一朝こゝにかの豊公征韓の役となり、其終局が終に良果を見る能はざりしより、其後の調和策は、實に我政府當局者の苦心する所となりき。されど幸に徳川家康の手によりて、漸く和議を

整へられし爾來兩國間の交通昔時に復し、それより三百年間、一二の交渉事件ありしのみにて、させる變事を見ざりしに、一朝我國が舊來の面目を一新して、こゝに萬國の間に立ちて、廣く交際するに及ひしより、明治政府は終に此事を朝鮮にも報じ、以後列國同一の交通をなさんと求めしに、何ぞ知らん、彼の頑迷なるやよく之を悟らすして、終に江華島の變となり、十七年、二十二年の事變を生じ、而して逡いて今日あるに至りしものなりき。かく彼我日韓の關係は、實に深く且つ大なり。然れば則ち、よく將來の利害得失を明にせんと欲するものは、須らく先づ、兩國古來の交渉事歴を審かにせざるべからざるなり。

第一章

上古

神功以前の交渉

我國と朝鮮が其建國の當初より、互に關係の親密なりしことは、既に前編の歴史上に

述べたるが如し。されば其交渉事件も、それにつれて頻繁たりしは怪しむに足らず。故に今兩國の歴史をとりて、一々私人間の關係迄も穿鑿すれば、實にこれ其際涯を知るべからずといへども、先づこゝに國と國との交渉せし事跡を擧ぐれば、我崇神天皇の七年（漢武帝の征和二年）に、四道將軍を諸國に派遣せられし時、任那の請によりて、鹽乘津彦命を遣はし、以て任那を鎮せしめたる事實を以て其最始のものとすべきが如し。即ち新撰姓氏錄に載せて、崇神天皇ノ御代、任那國奏シテ曰ク、臣國東北、三巴汶地アリ、上巴汶、中巴汶、下巴汶ト云フ、地方三百里、人民亦富饒ニシテ、新羅國ト相争フ、彼此相攝治スルヲ能ハズ、兵戈相尋テ、民生ヲ聊セズ、臣將軍ヲ請フテ此地ヲ治メシム、即チ貴國ノ部タルナリ、ト天皇大ニ喜ビ、群卿ニ敕シテ、應ニ遣スベキノ人ヲ奏セシメンニ、卿等奏シテ曰ク、彦國尊命ノ孫、鹽乘津彦命、頭上贅三岐アリテ松樹ノ如ク、其長ケ五尺、力衆人ニ過ギ、性亦勇悍ナリト、天皇鹽乘津彦命ヲシテ使ヒセシメ、敕ヲ奉シテ鎮守セシムルニ云々といへり。かく此時一度我國が將を遣りて彼任那を援ひしは、前記に任那は遂に朝貢するに及べり。即ち崇神天皇の六十五年秋

七月に、任那國は蘇那曷叱智を遣りて來らしめし事是なり。此任那といへるは、新羅の西南にして、即ち今の三南の地なることは、日本紀に、任那者筑紫を去る二千餘里、北海を阻て、以て鷄林之西南にありと記せるにて徴すべし。かゝれば我朝廷にても、此使節を留めて久しく厚遇せられしが、後垂仁天皇の二年に、蘇那曷叱智の國に還るに臨み、敦く之を賞して、仍ち赤絹一百疋を任那王に賜へり。然るに其時新羅人は之を道に遮りて奪ひ取れり、故に二國の怨此時に始れりといふ。かくの如くにして、我國は三韓の地に手を伸すに到りしが、其後我九州には熊襲の亂あり、而して歴代の帝王屢々之を征せらるゝといへども、降服するや間もなく直ちに叛するに至りしかば、これは全く當時彼に盛なりし新羅國か、之を援くるものなるべしとて、こゝに神功皇后は、斷然たる決意を以て、我舟師を率ゐて彼を征服し、終に之を悉く内屬せしめて凱旋せらるゝに及べり。故に此時よりぞ、我内官家なる外國駐在所は、任那百濟に置かれて、全く彼屬國を管理するの支府とはならば、今少しく當時の戰狀を語らんに、時は仲哀天皇の八年春正月朔、天皇筑紫に幸し、雥縣今の筑前那珂郡に至り、橿日宮に居せ

られ、九月朔群臣を召して、以て熊襲を討することを議せられたり。其時神託あり、皇后に誨へていふ、天皇何ぞ熊襲の服せざるを憂へん、是皆之空國也、豈兵を擧げて伐つに足らんや、予れより遠く海を阻て、寶國あり、譬へば美女の寐の如く、眼炎く金銀彩色多く其國にあり、之を拷姦新羅國といふ、若し能く吾を祭るものは、則ち乃に軋らざして其國を服し得べし、奚ぞ復熊襲を服することをせんと、然れども天皇從はずして熊襲を征討せられしに、九年春二月朔忽ち軍中に崩し玉へり、故に皇后は大臣武内宿禰と議り、深く天皇の喪を秘して天下に知らしめず、四月自ら地理を案して火前國松浦縣に至り、玉島里小河之側に食をなされし時、針を勾けて鈎となし、粒を取りて餌となし、裝の糸を抽きて縊となし、以て河中の石上に登り、而して鈎を投して祈りていふ、朕これより西の方財國を求めんと欲す、もし事成るあらば河魚鈎を飲めと、因て竿を擧げ玉ひじは、乃ち細魚を獲たり。かゝ神教既に驗ありければ、更らに神祇を祭祀し、自ら西征を欲して、こゝに神田を定めて之を佃り玉ひ、それより遠つて檀日宮に詣り、又髮を解き海に墮んて曰く、朕神祇の教を教り、皇祖の靈に頼り、

滄海を涉りて自ら西征せんと欲す、是を以て今頭を海本に懸ふ、もし驗あらば髮自ら分れて三つとなれと、即ち海に入り玉ひじは、髮は自ら分れたり。是に於て、十月船を發し、和珥津(今の對馬下縣那智浦)より解纜し玉ひじは、飛廉は風を起し、陽侯は浪を擧げ、海中の大魚は悉く浮んで船を挟みしかば、大風從つて順にして、楫楫を勞せずして便ち新羅に到れり。時に船に隨ふて潮流遠く國中までも遡ひしかば、新羅王は大に驚き、戰々慄々として身を匿くし、潛かに諸人を集めていふ、新羅建國以來、未だ嘗て海水の國を浸せることを見ず、然るに今運盡きて國海となれり。之を如何せばやといへる處に、其言未だ訖らず、忽ち船師海に滿ち、旌旗日に輝き、鼓聲天地を撼かし、山川悉く振へり。新羅王驚き望みて、非常の兵となし、終に志を失ひ、醒めていふ、吾聞く東に神國ありて日本といひ、其王を天皇と呼ぶとかや、これ必ず其地の神兵なるべし、いかで之を拒ぐべけんやとて、即ち素旆を擧げ、素衣を服し、面縛し、圖籍を封じて王船の前に降り、因て叩頭して謝していふ、今より以後長く乾坤と伏して、飼部とあり、船柁を乾かさんと、而して春秋二期馬梳及び馬鞭を獻せん、又海の遠さを煩らし

とせず。毎年男女の調を貢ぐべし、則ち重税を替て皆て皆ふ。東日更らに西より出で、阿利那禮河（即緑江）返て逆は流れ、河石昇つて星となるとも、此約をかへじ、もし之を廢さば、天神地祇必ず我を罰すべしと、其時或人新羅王を誅せんといひしかど、皇后は従はず、自ら降伏せるものを殺すは不祥なりとて、乃ち其縛を解きて飼部となし、遂に其國中に入り、金寶の府庫を封じ、圖籍文書を收め、即ち杖く所の矛を新羅王門に樹て、後葉の印となせり。是に於て新羅王波沙麻錦は其子徵叱已知波珍干岐を以て質となし、金銀彩色及び綾羅縑絹を八十艘に載せ、我軍に従はしめたり。されば以後之を以て年々の恒例となせりといふ。是時高句麗百濟の二王國も、新羅既に如此と聞き、自ら營前に來つて、叩頭して歎じて曰ふ、今より以後、永く西蕃と稱して朝貢を絶たじと、因てこゝに内官家を定められき。云々、とこれ書紀の載する所なり。蓋し此事蹟や、多少今日より見れば疑ふべき点あらん、されど其決して虚構ならざりし事は、彼の歴史に徵するも之を知るべく、而かも高句麗好太玉の碑文中にも、百殘新羅舊是屬民、由來朝貢、而倭以辛卯年來渡海破百殘、○新羅以爲臣民、云々の文字あるに之を確め得べし。尙況んや當時の遺物として、皇后の着せられたりし鉄製の鍔ありしと云々。然らば當時我邦人の武勇を以て夙に海外に著しかりし事は、此一事實を以て推測を下すに足るべし。要するに神功以前に於ける兩國の交渉は、前述の外絶へて傳はらざるなり。されどこれ決して事實のなかりしにあらず、たゞ戦籍の之を遺せるものなき故なるべし。たゞ此形勢を以て他を類推せば足らんのみ。

第二章

中古

王朝藤氏時代の交渉

神功皇后の三韓征伐熄んで、朝鮮全く我に内屬してより、我が外交上の事は愈頻繁を極むるに至れり。そは我中央政府なる近畿の地が、彼の付屬國なる任那百濟の官家と相去ること遠遠にして、一朝事あるも咄嗟の間に之を處理すること能はざりしより、彼は自然に其反覆常なきを致し、而して我は其都度遠くより屢々使節を派遣し、又將軍

を遣はさるるを得ざるに到らねばなり。是に於て乎勢ひ我外交上の政策は、若々歩を進めて彼を制取するの宜しきを講せざるべからざりしに、世は降つて我政府の方針一變し、専ら内地の改良に力を盡くし、自然手を遠く海外に伸はす能はざるに到りてより、彼も亦其後や、國運進みて強大となりしものから、之に我外交上の困難を惹起すに及へり。思ふに此王朝時代こそ、真に我日本が全力を注ぎたりし時ならん。何となれば我は此時實に一の附屬國を海外に有したればなり。然るは時勢の推移は之を如何ともすべきなく、其後彼我國力の消長は、大に昔時と觀を異にするに到りたれば、我外交上の交渉事件は之に多きを加へしに、况して此時頃より支那唐朝は遠く手を朝鮮の内地に下し、終に其政治を干涉するに到らしかば、我の困難が一層甚しきを加ふるに至らしかば必然なりとす。

今之を事實に徴するに、神功皇后の攝政間にも、早や此交渉は初まれり。即ち攝政五年春三月に、彼は使を遣はして入貢し、其時我將軍襲津彦を戒めて、曾て我に賀たりし王子を取還さんとせば、其事發覺せしむば、我は直ちに襲津彦をして使者を誅戮

し、進んで彼の草羅城を攻め、倭を以て歸らしめし事はなまじかとも事を手初めとし、彼は時々無禮を働くに至りしかば、彼れ朝鮮は初めより小國に分裂し居れば、互に相攻撃争鬪を始むるに及び、全攝政四十七年夏四月にも百濟が使を遣はし方物を我に貢せんとしたりしを、新羅路にて之を奪ひ、己れの有として其貢物を獻し來るに及べり、故に又直ちに千熊長彦を遣りて之を責めしめしに、新羅尙之を聽かざりしかば、翌々四十九年春三月荒田別、鹿我別を以て將軍となして百濟を救はしめ、以て卓淳に陣し、それより軍を進めて、終に比自然、南加羅、安羅、多羅、卓淳、加羅の七國を平定し、尙兵を移して古奚津に至り、南戀、多禮を屠り、其地を以て百濟に賜ひたり。されば百濟王は大に之を德とし、終に古沙山に登り、磐石の上に居し、契つていふ。若し草を敷て坐となせば、恐らくは火に焼かれん、木を取つて座となさば、恐らくは水に流されん、故に磐石に居つて契ふ、これ我が長遠の不朽を示すものなり、必ず自今以後千秋萬歳、朝貢を絶つことなく、常に西蕃と稱すべしと、是に於て我西征師は振旅して歸れり。

然れどもかく外事の繁きに至りしより、應仁天皇の五年秋八月には、諸國に令して海人部及び山守部を定め、秋十月には伊豆國に令して船を造らしめ、長十丈行くこと馳するか如きを以て、枯野と名づけたりといふ如き、陸海軍備に關することあり。而して同九年四月には、終に武内宿禰を筑紫に遣はして百姓を監察せしめたり、これ恐らくは外事の急なるにつれて、自然此か制馭を誤るなからんかを恐れ、又同時に九州邊民か離叛せんかと危ふみ、かくは此派遣ありたるものと知られたる。然るに果せるかな、同二十八年九月に高麗が朝貢し來り、表文を上りしを見るに、高麗王日本國に教ふなといへる、既に屬國の禮を失せる事あり。こゝに於て其使を責めて其表を破りしが、事情既にかくの如くなるを以て、此以前より都を難波津に移し、高台を造りて外泊の瀬戸内海を航して往來するを遠望せられ。又同時に諸國に令して船を造らしめられじに、三十一年秋八月に至り、一時に貢上し來り、船五百艘悉く武庫水門ムクノミナト（今の兵庫港）に聚りたりといへる事あり。而して此時既に武庫津の一居留地をなむ居りしこと、は、此船の聚りし時、新羅の傳より火を失し、延て其聚船を焼けり、とあるは、知るべし。かくれば我が心を外事に留めらるゝに比して、彼の欠禮は愈多く、仁徳天皇の十七年九月には、新羅の欠貢を責め玉ひし事あり。全四十一年には、百濟の國郡を定め、以て物産を録されし事あり。又五十二年五月には、竹葉瀬、田道兄弟を新羅に遣はして、其欠貢を責め、其我意に従はざりしより、田道進んで其地を攻め、終に四邑の人民を虜にして歸れりといふ事あり。それより降つて雄明天皇の八年には、高句麗新羅と隙を生し、互に相争闘せしか、新羅援を日本府に乞ひしかば、之を救ひて大に高句麗を破りたり。然るに新羅は之を徳とせずして、其後益々朝貢を欠きて怠慢に流れしかば、雄略天皇は大に之を嚇怒し玉ひ、自ら其不庭を征せんとて、九年春三月軍を整へ玉ひしも事ありて果さず。是に於て紀小弓をして、代り行きて征討せしめ、以て其郡邑を屠れり。而して廿一年には、又高句麗軍を起して、此度は百濟を討ちて之を滅ばせしかば、我朝廷は久麻那利の地を百濟王汝州に賜ひて其國を復興せしめられたりといふ事あり。而して尙降つて繼体天皇の二十一年夏六月には、新羅既に任那の土を削りしかば、近江毛野臣をして、兵六萬を帥ひて其國に往きて、其故地なる南加羅、喙、巳、吞を

恢復して任那に興へしめし事あり。然るに其時我筑紫の國造磐井は新羅と謀を通し、途中に此毛野の軍を防ぎ、以て恢復の地を奪はんとしたりしかば、我朝廷は更らに物部麤鹿火を以て大將軍となし、筑紫を討たしめて磐井を誅戮せられたり。而して又二十三年に、加羅の要津を百濟に賜ひしより、加羅反して新羅に通せしかば、任那王來朝して新羅の侵犯を遏めんことを請ふに至れり。かくも世を追ふて外交の事繁多にして、屢々困難を加ふるに及び、殊に築紫の國造が彼に内通する等の事ありしより、こゝに宣化天皇の元年夏五月に至り、府を築紫那津(今の柳井港)に開き、穀を備へ以て邊要に備へしめられたり。これち即後世に於ける太宰府の濫觴とぞ知られし。思ふに此時に於て、我外交政策は一步を誤りたりといふべし。何となれば彼屢々我命に叛きて反復常なかりしに、今かくも府を築紫に開きて、我退縮を示し、尙且の彼の強盛を氣遣ふ如きさまを露はせるは、これ當時強暴なりし新羅を鎮壓するの良策にあらずればなり。かゝればにや、同二年に大連大伴金村の子磐と敏手彦を遣はし、一は築紫に比して國內の準備をなし、二は彼國に入りて任那を救ふを新羅を征せしむしが、其後降つ

て欽明天皇の十五年十月に至り、又有至臣を百濟に遣はし、軍を召せて新羅を攻めしめられ。尙十七年正月は百濟王子惠を護送し、筑紫大君は其地の津路要港を作らしめられたりしに、同二十三年に至り、新羅は終に勝利を得て、我任那の官家を打滅せしたり。以て我外交の一着を彼に輸せしを知るべし。即ち此任那官家が神功皇后によつて建設せられてより、茲に至つて凡そ三百十三年にして亡びたり。然れば我以後の外交事件が、以前彼の欠貢を責めし如き手緩き手段にあらずして、たゞ一意に此任那を興復せんどの謀なりしは必然なり。故に欽明天皇は此時赦して、新羅西羌の小醜、天に逆ひ、我恩義に違ひ、我官家を破り、我黎民を害毒し、我郡縣を誅殘す、云々、世々前朝の徳を受け、身後代の位に當る、而して膽に瀝ぎ腸を抽んで、共に奸逆を誅し、天地の痛酷を雪ぎ、君父の仇讎を報ふるにあらずれば、則ち死するも恨あり云々、と宣へり。以て其決意のある所を見るべし。かゝれば敏達天皇の十二年秋七月にも、日羅を召して任那興復の謀を問はれ、其言なる國本培養の趣意を容れて、専ら國力を養ふて徐ろに恢復の計を運らされしが、終に崇峻天皇の四年秋八月に至り、群臣は勸して、任那

興復を議して、紀男麿、巨勢比良夫、大伴嚙連、葛城烏奈良を以て大將軍となし、衆二萬を率て筑紫に赴かち、終に西征せしめんとせしに、明年に至り不幸にも天皇崩御ましませしかば、此議遂に中途にして止みき。かゝれども此任那興復は我朝一代の素志なり、又之を興復せずんば我が体面にも關すればとて、降つて推古天皇の世に到つては、又も任那と新羅と相攻むるを好機とし、八年二月終に境部臣を以て大將軍とし、穗積臣を以て副將軍となし、兵二萬人を率ひて新羅に攻入り、直ちに其五城を拔かしめられたり。其時新羅王は此勢に畏れ、多々羅、素奈羅、弗知鬼、委陀、南加羅、阿羅々の古城を以て降を請ひ、朝貢故の如くならんと言出せしかば、さらばとて我朝廷は之を許して凱陣せしめたりしに、これ全く新羅の偽言にして、我が征師が未だ筑紫に達せざるや否や、直ちに又任那を襲へり。然れば天皇は大に其反覆常ならざるを怒り、九年三月先づ坂本臣糠手を百濟に遣はし、詔して任那の急を救はしめ。それより翌十年二月來目皇子を以て征新羅將軍となし、兵十三萬五千人を率ひて筑紫に到らしめ、船舶を聚め、軍糧を整へ、以て將に征西せしめんとしたりしに。不幸にも來目

皇子俄に薨去せられしかば、直ちに其弟當麻皇子をして一時代つて征新羅將軍とならしめ玉ひしも、終に此舉が中途にして止みき。かくも外征の事屢々蹉跎したれば、我威の終に彼は行はれざるに到りしことは必然なりしに。此時頃より支那は手を遠く東方に下すに至り、我も亦其文化を慕ひて其國に使節を派せらるゝに及びしかば、強暴なる新羅は、益々我を己れと同等に見做し、終に與みし易しとして種々の無禮を働くに至れり。即ち孝徳天皇の白雉二年に、其貢調使をして能々唐服を着けて我筑紫に來らしめしが如きは是なり。こゝに於て我朝廷は呵責して之を却け、それより筑紫の邊要を嚴にし、始めて關塞、斥候、防人、驛傳、鈴契等の制を定め、尙又日向臣を以て太宰帥に任せらるゝに及べり。これ新羅の離叛故のみならず、全く唐朝の勢ひ侮るべからざるものありしが爲なりき。然るに齊明天皇の世に至り、終に久しく釀しかゝりし日支の衝突は、こゝに初めて百濟の事より爆發するに及べり。即ち同九年六月に、百濟の使臣來り奏していふ。今年新羅力を恃み、勢をなし、隣に親します、唐人を引搦へて百濟を傾覆せり、故に百濟はそれ爲に君臣總て俘にせられて、略は嚙類なきに至れり、

然るに幸にも鬼室福信あり、敗卒を聚めて漸く國を興復したれば、敢て請ふ別に前に來りし王子豐璋をして國に還らしめ、尙且つ援兵を給はんとを乞ふ。かゝれば我は打棄置くべきにあらすとして、此度は天皇親ら西征し玉はんとて、直ちに駿河國に勅して船を造らしめ玉ひ、愈々七年夏難波津を發して、西海に向ひ玉ひ、一時伊豫熟田津石揚行營に居し、三月終に筑紫の那津に着し、磐瀬の行宮を造つて居まし、全五月進んで朝倉宮に陣し玉へり。然るに不幸にも其年七月天皇崩御ましませしかば、全軍沮喪せしも、さて止むべきにあらざれば、皇太子中大兄は、百濟國豐璋に位冠を授け、多臣將敷の妹を以て之に妻はし、狹井連檳榔、秦造田來津をして軍卒五千を率ひて本國に護送せしめ、愈々其即位し玉ひし時、直ちに鬼室福信に矢十萬候、糸五百斤、綿一千斤、布一千反、韋一千張、稻種三千斛を賜ひ、尙ほ百濟王にも布三百反を賜ひ、同五月終に大將軍阿曇比遲夫等をして、船師一百七十艘を帥ひて之を救はしめ、百濟王と力を并せて、新羅及び唐軍と戦ひ、一時捷利を得て、やゝ恢復の途に就かしに、かゝる際に於て、百濟王豐璋は忠臣鬼室福信を嫌ひ、終に讒人の言を信じて之を殺すに

到りしかば、それより其軍規律立たず、而かも我軍も不知案内の事として、屢々利を失ひ、終に戦功なくして我に引遠へすに及べり。茲に於て我國は終に全く彼土を失ひ、以後却つて防禦の位置に立ちて、たゞ彼の來侵を患へとするに至り、同三年には、防人及び烽を對馬壹岐及び筑紫に置き、又水城を築きて外寇に備へ、全四年には歸化の百濟人を役して、長門筑紫に城を築かしめて尙邊要に備へ、又全六年に對馬の金田城を築き、七年に栗前王を筑紫率に任し。九年に長門に一城筑紫に二城を築き、専ら武事を奨勵し、軍須を膽し、以ておさく、外寇防禦の策を講せられき。これ全く此時新羅の勢熾となりしのみならず、唐は終に高句麗を滅ぼして、安東都護府を平壤に置き、以て手を東方に伸すに至りたればなり。かゝれば持統天皇の三年には、石上磨を筑紫に派して新城を監造せしめられ、尙文武天皇の二年にも、筑紫の三城を修治し、三年筑紫の三野、稻積の二城を修め、四年筑紫總領を置き、大寶二年太宰府に梓弓を備けられ、尙元明元正天皇の世には、屢々軍須を太宰府に賜ひたり、勢既に此の如くにして我はたゞ彼を恐るゝのみならず、降つて聖武天皇の世に及び、新羅の使は入貢し

たり。故に之を召し見しに、積まゝに本號を改めて王城國と稱し居たりしかば、直ちに其使を逐却けて、益々邊防を嚴にせられ。終に淳仁天皇の天平勝寶七年五月に怡土城を筑紫に築き、太宰大貳吉備眞備をして専ら其事を監せしめ、天平寶字元年には救して坂東武士の筑紫に戍兵たるを罷めて、西海諸國の兵士をして之に代らしめ。それより終に西征せん爲の準備にとて、舟を造るへき事を諸道に令し、北陸道に八十九艘、山陰道に一百三十五艘、山陽道に一百六十一艘、南海道に一百五艘、都合五百艘を三年の内に獻貢せしめられ、全四年十一月、授刀舍人春日部三關、中衛舍人土師宿禰等六人を太宰府に遣はし、大貳吉備眞備に就きて諸葛亮の八陣、孫子の九地、及び結營向背の法を習はしめ。同五年正月美濃武藏二國の少年をして毎國三千人宛新羅語を習はしめ、尙同時に筑前、筑後、肥前、肥後、豊前、豊後、日向諸國に令して、甲刀弓箭を造らしめ玉ひ、十一月藤原惠美朝猪を以て東海道節度使となし、副判官四人、録事四人を定めて、遠江、駿河、伊豆、甲斐、相模、安房、上總、下總、常陸、武藏、上野、下野の十二國の船二百五十二隻、兵士一萬五千七百人、子弟七十八人、水手七千

五百三十人を管せしめ、又た百濟王敬福を以て南海道使となし、全しく副判官録事を定めて、紀伊、阿波、讃岐、伊豫、土佐、播磨、美作、備前、備中、備後、安藝、周防等十二國の船隻二百二十一隻、兵士一萬二千五百人、子弟六十二人、水手四千九百二十人を管せしめ。吉備眞備を以て西海道使となし、筑前、筑後、肥後、豊前、豊後、日向、大隅、薩摩、八國の船隻、兵士、子弟、水手、を南海と同數に管せしめ、皆三年の田租を免じ、以て武事を習はしめられ、天平寶字の六年正月、東海、南海、西海、節度使の料にともて、綿襖帛二萬二百五十を太宰府に具へ、尙同府に督師を置き。それより土師宿禰犬養をして香椎廟に奉幣して外征を祈らしめ。七年二月に新羅より來朝せし、金休信以下二百十一人の朝貢を却け。同八年七月又金才伯等九十一人の太宰府に來りしを逐返へし、愈々師を出して西征せんとし玉ひし時、惜いかな天皇は位を廢され玉ひて、此企ても終に止むに到りき。かゝれば我はた、虚勢を張りて一時彼を脅嚇するものと思惟せられたれば、新羅の無禮は却つて倍々甚だしく、終には我の國威の衰へたるを悟りて、屢々無禮の使を遣はし、又時に舟を我邊海に寄せて、却掠を嘗さん

とするに及べり。即ち嵯峨天皇の弘化三年正月に、太宰府の奏せる所によれば。去年六月新羅船對島國下縣郡佐須浦に着したりしを、よくく檢すれば、これ全く寇賊なりし。而も此間夜々新羅の方に當りて火光の見ゆるは、これ尤も恐るべしといへり。かゝれば九州は固より長門、石見、出雲までも邊備を嚴にせしめられしに、翌四年二月には、又々新羅の船五隻隼人を載せ、肥前の近島に來り、土人と相戦へり、かくの如きを以て我は種々邊防に手を盡し、爲に史生を廢して新羅譯語を置き、又弩師を増したりしが。降つて仁明天皇の時に至りても、太宰府に命じて綿甲冑袴一百疋を造らしめられ。尙新羅商人の貿易業に托し來つて、我機密を探るものありとて、入毎に兵仗を帯び、十四ヶ處の要害を成らしめて、非常に備へしが、此事愈々危ふかりけん、承和九年八月に至り、太宰府は奏して。新羅貢せず、却つて商事に寄せて國の消息を窺へり、方今民窮し金乏しきの時、若し不虞の事ある、何を用て之を防がん、請ふ新羅人の一切境内に入るを禁せんことをいへり、されど朝廷は尙之に答へず。德澤遠く洎は外蕃歸化す、境に入るを禁するは不仁に似たり、宜しく流來に比して、船を充て

放還せよ、商賈の輩の如きは、若し帆を飛ばし來れば、其齎らす所の物品を民間に輸せしめ、事了れば直ちに之れを還らしむべし、云々。これ恐らく外事は日に切迫せりといへども、此時商業の道は大に進みて、兩國人民間の貿易は、日に盛となり行き、到底遽かに禁すべからざるものありて然りしならん。かゝりて後は我國は全く兵を海外に出すとなく、専ら力を邊備に盡して、外寇防禦の策を講ずるのみなりしかは、殆んど彼との交渉事件なきもの數百年、其後鎌倉時代に至りても、北條氏が全く此遺策を繼ぎて、鎖國主義をとりしかば、國と國との公然の交通なき結果は、こゝに一朝蒙古の襲來を來すに到れり。

第三章

近古

鎌倉室町時代の交渉

王朝の政治衰へて武家政治起りしより、こゝに鎌倉幕府の基礎は据えられて、北條氏

遂に權を執りて萬事を處理するに至りしが、（以下略）がに難儀を以て主義とせし事なれば、外交の事に至つても亦同上の方針を採りて、全く彼我の交通を遮斷し。鎖國閉港、一意に保守的に國內を富ます事をのみ計りき。かゝれば此時代に於ては、漸く一私人間に互の通商ありしのみにて、國と國との交通は絶えてあらざりしなり。然るに我邦人特に九州四國の邊民等は、此時發達したりし商機に伴ひて、冒險的の氣象日に高まり、終に我より進んで私かに彼に航し、以て交易を營まんとするに到りしに、我國の主義が既に鎖國となれるより、彼も輕々しく通商を許さざりしかば、こゝに我邊海無頼の商人等は、腕力に訴へて早くも彼の物品を掠奪することを計りたるものゝ如し。かゝればにや彼は此暴民の亂暴を持って餘せしものと見え、我が龜山天皇の文應元年、即ち彼れ高麗の元宗元年七月に到り、終に洪汙及び郭王府なるものを使臣とし、左の書を齎らして其賊を禁せんことを乞へり。其牒狀に曰く、

自兩國交通以來歲常進奉一度船不過二艘設有他船在憑他事濫擾我沿海村里嚴加懲禁以爲定約越今年二月二十二日貴國船一艘無故來入我境內熊神縣界勿島

略其島所泊我國貢船所載多般穀米并一百二十石、紬布并四十三匹、將去、又入椽島居民衣食資生之具盡奪而去、於元官交通之意甚大乖反、令遣洪汙等賣牒以匡詳公牒

并聽口陳窮推上項奪攘人等盡皆懲沮以固兩國和親之義云々

以て當時暴民の狀を察するに足らん、されば我幕府は直ちに彼の請を容れて此事を處理せしかば、彼の使節は喜び歸りしが、如斯き一二の處斷を以て決して我人民の發達せし商機を減すべきにあらざれば、此等の邊民は益出で、止む期なく、彼れ交易を許せば無事にして歸り、然らざれば直ちに劫掠して去りしものゝ如し。然るに其後間もなくかの弘安の役はありたり、而して彼れ元及高麗人は脆くも敗衄したり。故に以後大に我邦人の武勇を畏れ、文報仇を危みたりしに、此を機として我邊民は續々彼に入るに到れり。而かも其後我國には南北朝の戰亂あり、そが爲に國內の財寶欠乏を訴へしかば、此等邊民は益々出て、止まず、尙往々中には其主滅ぼされ、既に我國にありて其勇を振ふに由なきより、亂暴にも彼に推渡りたるものさへあり、かゝれば彼の之を恐る民に到るたるは固よりといふべし。さればにや我が正平二十二年二月高麗は使者を兵

庫に來らしめ、國書及び元の征東行中書省の牒狀をさへ上りて、全しく禁寇の事を依頼し來れり。其國書の略に曰く、
 海賊數多、出自貴國地來侵本省合浦等、燒官廨、擾百姓、甚至殺害、于今十有餘歲、海舶不通、邊民不得寧處、云々
 又其元の征東行中書省の牒狀に曰く、

皇帝聖旨、征東行中書省照得、日本與本省所轄高麗地境、水路相接、凡遇貴國飄風人物、往々依、理護送、自至正十年庚寅、有賊船數多出自貴國地面前、來侵本省合浦等處、燒毀官廨、騷擾百姓、甚至殺害、經及一十餘年、海舶不通、邊海居民不能寧處、蓋是島嶼居民、不懼官法、專務貪婪、潛地出海、劫奪苟慮、貴國之廣、豈能周知、若使發兵勦捕、恐非交隣之道、徐已移文、日本國照驗、頗爲行下、概管地面、海島嚴加禁活、毋使如前出境作耗、下略

かゝる請は、此後も續々絶えざりしなり、されど我は國內亂れし時とて、到底手を遠く西陲に下して之を鎮壓する能はざれば、我商民の跋扈は甚だしかりしなり。是に於て乎、此間に處し、甘言以て彼の歡心を買ひ、旨く其國を利せしものありけり。抑ち足利義滿がよく此倭寇を利用して、貿易の利を明及び朝鮮に占めたりし事はなり。即ち朝鮮の李成桂が遂に立つて國王となり、自ら太祖と號せし時、僧覺鑊てふものを使として我に來らしめ、海寇を禁せんことを請ひしかば、義滿乃ち相國寺の僧中津をして、答書を彼に贈らしめたり。其書に曰く。

日本國相國承天禪寺住持沙門某、端書奉復高麗國門下府諸相國閣下、仲冬初貴國僧覺鑊來、將諸相國命、達書于我征夷大將軍府、諭以海寇未息、兩國生靈、此事誠如來意、海隅民敗壞、教化實我君臣之所耻也、今將申命鎮守臣、禁遏賊船、放還俘虜、必當備兩國之隣好、永結二天之歡心、實所願也、然而我國將臣、自古無疆外通問之事、以是不克直答來教、仍命釋氏某、代書致敬、非慢禮也、今遣臣僧壽允、細陳情實、乞僉察焉、不宣
 明德三年壬申十二月廿七日

かゝる書を發したる後、義滿は實に手を鎮撫に下して此寇賊を平げしものと見え、其後西海兵馬の權を振ひし大内義弘の許へ、朝鮮より使聘を來らしめしとて、其事を義

滿に通じたるは、義滿は又直ちに僧中津をして朝鮮國への答書を贈らしめ、尙大内氏に令じて愈々通交の事を取扱はしめたり。即ち其書を見るに、曰く、
告諭大内左京大夫、朝鮮國使者遠脚國命、臨海來聘、幣甚厚、禮甚至、尤可嘉尙焉、今將歸國反命、附往不腆土物、少答盛意焉、以爲好也、比者九州違命之小醜、既伏其罪、次當遣禰師、盡殲海島殘寇、以通往來、船而結兩國歡心也、爾其勉之、

應永五年八月日

以て其當時の狀を察すべし。然るに其後明國との交通益々盛にして、西海貿易の覇權を握りし大内氏は、到底朝鮮の小利を争ふに暇あらざるに、對馬の宗氏は此以前より朝鮮の歡心を得、以て久しく其和親を致したれば、全く朝鮮の貿易を宗氏の手に一任し、己れは幾分の利を收めて満足せしもの、如し。即ち宗宗慶が其昔後龜山天皇の正平二十三年七月、使を高麗に聘して土物を献じ、又十一月に再び土物を贈りしに、彼の恭愍王は大に喜びて酬ふるに米千石を以てせる事ありしに、愈々宗氏が朝鮮貿易の全權を渡さるゝに及びて、之に島主貞盛は、彼國より勘合信章を受取りて兩國通

商の條約を定め、以後西海諸州の使船及び商船の朝鮮に至るものは、皆此宗氏の文引を持せざるべからざる事とせり。これ我が後花園天皇の嘉吉三年なりき。此時に於ける條約の制限を見るに、港灣は先づ東萊の釜山浦、熊川の乃而浦、蔚山の鹽浦の三港とし、宗氏には年々船五十隻を送ることを許し、尙は特送といへる名義にて時々不時にも來ることをも許し、凡て我國よりの使節は之を四例に分ち、國王使一例、諸臣使一例、九州節度使及び對馬島主特送一例、諸酋使對馬島受職人一例とし、是れ皆交通を許せしものと見ゆ。されば此條約の文面に從ひて、以後公然宗氏の文引を持って、我國の豪族なる畠山、細川、京極、山名、大内、澁川、小貳、等皆々彼に赴きしならん。而して此時又其使船の大小及び船夫の人數をも制限せられ、又上京の人數をも限られ、尙は留滯の日數をも定められ、彼より取りし食料、日當、渡海料さへ、定まりしものと見ゆ。今之を擧ぐれば、使船の大小、及び船夫の人數は、船は三等あり、二十五尺以下を小船とし、二十六尺七尺を中船とし、二十八尺九尺三十尺を大船となし。船夫は大船に四十人、中船に三十人、小船に二十人を定額と

す云々。

上京の人数は、

國王使二十五人、諸臣會使十五人、特送三人、別例は一倍を加ふ。九州節度使三人、云々

又留浦日限は、

國王使限日なし。諸臣會使觀察使は馬文到るの後十五日、遠浦の後は三十日とし。諸臣會使受職人、對馬島人等は、馬文到るの後、多きもの十日、少きもの五日とす。

又我國の使者が請取りし食料、日當、渡海料は、

過海料は對馬島五日。三岐島十五日。九州は二十日。日本本國、琉球國使は亦只二十日、云々

給料は國王使以下皆一日兩時、各二升。國王使上副官人中米。餘は借米。云々

かくの如く條約を締結したる後、彼我兩國の交通をなし、特に宗氏は此制限によりて、毎歲船を送りしが、其後續々宗氏の支族より、彼に請求するに到れば、彼は一々之

に船數及び米豆給與の數をも定めて、皆其請を許すに至りたり。かく朝鮮が其俗の頑迷なるにも拘はらず、よく我が請に従ひしものは、全く以前に於ける倭寇の劫掠甚だしかりし爲に、るを救はんどの一時の策に出でたるものなるべし。然るに其後續々我國人、特に對馬人は、遠慮なく推かけ、終には彼民と親密を重ねるの極、全く條約面をも超へて、彼に在留し、こゝに居留地の姿をなすに到れり。されば彼の書には、互市釣魚、其居止及通行皆有定處、不得違越、事畢則還、因緣留居、漸至繁滋と記し、武備志にも記して、朝鮮三面濱海、正與日本遙對、止隔一海、而釜山者朝鮮之海口也、釜山韓民、向與我往來、互市無間、有住家通婚姻者謂之日本戶、又曰麗倭といへり。かくの如くして對馬人は、大に彼地に居住するに至り、漸次弊害を醸すに至りたれば、彼終に之を默許のまゝに放任する能はずして、書を對馬島主貞盛に送り、命じて一時皆刷還せしめたり。其時貞盛の文中に、當に命の如く並に刷還すべし、されど、其中最も久しきもの六十名あり、これのみは請ふ姑く留めしめよと、ありたれば、彼も情を察して之を許せり。然れどもこれ一時の禁令なれば、其後又々出で、居留するもの

多かりしかば、何時しか其事露はれて、又も宗成職の時、及び貞國の世にも、同じく刷遣せしめられたり。かゝれども、これ到底止むべきにあらざれば、其後彼の巡察使朴元亨が居留人數を計りし時は、早くも乃而浦、戸數三百、男女一千二百餘口。釜山浦、戸數百十、男女三百三十餘口。鹽浦、戸數三十六、男女百二十餘口。則ち總計戸數四百四十六、人口千六百五十以上に上り居りたりといふ。勢かくの如くなれば、此等居留民と、彼朝鮮人どが時に葛藤を惹き起し、爲に争鬪を始むるに到るは、怪しむに足らず。さればにや彼は其後漁獵の事に就ても、終に禁令を布くに至れり。即ち曰く

對馬島人釣魚者、受島主三着圖書文引、到知世浦納文引萬戶、改給文引、孤草島定處外勿許橫行、釣魚畢還到知世浦還萬戶文引、納稅魚萬戶、於島主文引回批着印、還付爲驗若無文引者、稱不勝風浪潛持兵器橫行海島者以賊論、云々

以て彼の意のある處を知るへし。然るに此居留地の弊は、終に我が後柏原天皇の永正七年に至り、こゝに一椿事を惹起したり。そは對馬の民齋浦居留の民と相謀り、夜に乘じて釜山浦を掠め、人民を殺し、財寶を奪ひしこと是なり。思ふにこれ必ず多少の理由ありしならん。されど詮する所、我放縱なる居留民が、己が武勇を恃み、少許の憤を以て、茲に出でしものに外ならざるべし。されば朝鮮も大に怒り、此時斷然たる處分を施し、我對馬人の彼に滯留せるものを、悉く逐ひ還へして、再び交通の道を遮斷するに及べり。

かく交通を遮斷せられては、宗氏は大に不利なれば、之を時の將軍足利義植に訴へて、舊に復せんことを歎願せり。されば義植は直ちに大内義興に命じ、書を朝鮮國に贈り、其使者には當時の外交官ともいひつべき僧侶弼中を以てしたり。而して其談判の末、彼は前の亂暴せし兇徒を誅し、其首級を輸れば命に従はんといひじより、宗氏は直ちに其兇徒の首を函して彼に輸し、こゝに和議整ひて復び彼我往來の道を開くに到れり。

されど此變亂ありし爲に、彼は前條約より範圍を狭めて、毎年五十隻なりしを、二十五隻に減じ、而かも其覽典に出でし特送を削り、尙人民の居留を禁し、新たに館を齋

浦(乃而浦)に設けて、使節接待の所と定めたり。かゝれば對馬人は此範圍にては到底其利を得る能はざるを以て、終には亂暴にもこゝに腕力に訴へて、物品を掠奪するの野心を生し、永正中船艦三隻を率ゐて、奈羅道楸子島に到りて、彼の商船五艘を劫かし、其貨物を奪ひ去るに及べり。而して尙此時強惡なる徒は彼に留りて、深林山谷を棲家として出沒極りなく、晝は漁釣に托して輕舟に乗じ、潜かに近隣の浦港へ推よせては、人を劫かし物を掠め、夜は垣根を越へて密かに彼の奸商と約して物貨を交易し、時に奸淫鬪闘至らざるなきにさへ及びたるに、其後間もなく後奈良天皇の天文十年七月に至り、我對馬人の齋浦に在るもの三百人か、一朝彼民と小忿を以て闘ふに及べり、こゝに於て朝鮮も大に怒りけん、遂に全く對馬人を國外に放逐して、以後斷して復彼地に入るを許さざるに到れり。かゝれば此後之を宥めんとて、將軍足利義晴は大に苦慮し、僧安心、東堂兩人を遣り、去年闘ひし我凶徒を捕送し、且つ其時の表文中にも、大に諛辭を呈して専ら彼の歡心を得んと務めしも、彼は斷然決意せるものによ、使節金安國をして書を對馬に贈り、三浦の居留は固より、船も人も檢するの限りにあらず

と答へ來れり。されど後屢々請ふて止まざりしかば、彼は遂に我幕府に免じて之を許せしものと見え、其我か日本國王なる將軍に寄する書中には、實に左の言あり、これ大に對馬人の恩義に背けるを怒れるものなりし。曰く、

但對馬島負我累世卯育之恩、敢逞兇逆、其極惡大罪、莫容於殺載之間、不亟加之天討、爲幸大矣、矧敢望其和乎、特緣去歲貴國專价來請、義不得固拒、故復之、(略)弊邦之所患惟患不得與貴國盡交好之意而已、若茲小島加之不信、雖永絕之、固無不可、(略)

嗚呼寡人以貴國之故復遣小醜、使我一國臣庶、小大各予咸謂失舉、(略)寡人深愧德之不修、(略)予既許其和矣、從今以往、徐觀島主所爲、可察其革心、歸化之誠、不誠耳、云々以て其意を了すべし。かゝりて後は、追々舊に復せしものによ、倭館は終に釜山に移され、それより二十餘年を経て我正親町天皇の永祿八年には、足利氏の請により、宗氏の二十五隻を増して三十隻となしたり、而して其時將軍足利義榮へ復せし書に、馬島密邇我邊海、未効捍衛、頃年縱賊不救之罪、固當絕、而因大王之教、加歲遣五船、云々とあり。是より後又々彼我の交通は頻繁となりしものによ、當時公然彼と往來せしむ

の、宗氏の外に二十二人あり、而して又圖書を受けずして密航するもの、八艘ありしといふ。以て其商機の大に熟せしを見るべし。されば將軍足利義昭は天正八年、書を彼に贈りて近江の京極氏の爲に銅印を得て、貿易の信となさんことを求めしに、彼は其年十一月、直ちに銅印を送り來りたり。故に其翌年九月義昭は、又々使を遣り、再び齋浦を開きて貿易港となし、且つ造船の大小を限らず、宗氏の船も、更らに二十隻を増して、嘉吉の舊例に復せんと乞へり。されど彼は其前例に懲りしものによ、固く拒んで之を肯んせざりき。然るにこゝに又々一大事變の起るありて、彼我兩國の和親は、又も破れ、而かも其感情を害せしことの甚だしきは、終に一朝一夕に舊に復せざるに到れり。文祿征韓の役即ち是なり。以下如何の交渉かある、そは次章に述べん。

第四章

近世

江戸時代の交渉

近世外交史中日韓人民の和親を傷りしものは實に文祿征韓の役ありとす、此役や固より我國威を海外に發揚するに於ては幾分の効果ありしならんも、詮ずる所我の不利なりしなり、何となれば此役か終に疎をよくせざりしが故のみならず、實に是か爲に今迄温まりし兩國人民間の感情を害し、其害や終に迄て今日に至るも、尙彼國人の腦裡に怨憤の情を去る能はずといへばあり、思ふに豊公英厲の氣象は、よく八荒を并呑するの概ありしかば、少しもかゝる後事に頓着せず、たゞ一意に我武勇を海外に示さんとしたりしものなるべし。さればにや秀吉は天正十六年使を朝鮮に遣はし、其來聘を促がし、尙且つ明を伐つの道を假らんといひし時、彼は翌々十八年三月使節黃允吉をして來貢せしめたりしより、秀吉は其翌十九年春僧玄蘇柳川調信をして之を護送せしめ、同時に宗義知をして釜山まで到らしめ、以て彼の意を迎へしも、彼は終に之を肯んせざりしかば、秀吉はこゝに大に心を害し、遂に文祿壬辰の役を起すに到りたるものなりき。

今此役の詳細に就ては世間既に其書多く、又世人も既に其大要を知了せる事なれば、

今更之を掲げざるべしといへども此役の實に亂暴苛酷にして、大に朝鮮人をして、怨骨髓に徹せしめし事は、これ大に我邦人の記憶せざるべからざる一事なりとす。蓋しこれ秀吉が態々好んでかゝりしにはあらざるべしといへども、何んぞ知らん、元龜天正以降我邦人の勇氣高まれる時とて、今や内地は治平に歸し、其稜々たる腕骨の他に洩らす所なかりしより、自然我が勇敢なる武士は我國の威嚴を示すよりも、寧ろ己れ一個々々の武勇を誇らんものをと、皆思ひくりに得意の武藝を顯はしたりし故ならん。かゝれば其勢か終にかの八道をして到る處其蹂躪に任せ、彼民をして日本人は實に猛虎よりも恐るべきものぞとの感情を懐かしめしむ亦決して怪しむべきにあらざるなり、さればにや此時我將士か朝鮮國王に與へし書を見るに曰く、

日本與明抗衡、是九牛一毛、大海一粟也。雖然以難達國命、要借路於朝鮮、我國一統而來、國富民豐、無望奪地、又無意掠財、唯以欲復怨也。朝鮮介於兩國之際、路徑入明、除朝鮮之外、又何國乎、是故到朝鮮則處々搆城廓、廣道路、是以戰者戮之、降者容之、遂無一士當鋒、而自釜山到平壤者、不踰一月、加之遣豐臣清正於平安道、至豆滿江

邊、舉歸一握、承前欲屯陣於鴨綠江云々

以て其勢の熾なりしを想像するに足らん、かくの如き勢なり、故に我兵は遂に朝鮮國王を擒にしたり、而かも降民の耳を穿ちて之を珠數繋ぎに牽き出したり、然れば此戦か終に了を全くせずして、兩國交綏するの時に至つては、こゝに其和親の昔時に復することの困難なりしは、亦想像するに餘あらん。

かゝれば後事を引請けし徳川家康は大に之を憂慮し、早く兩國の和親を結ばんとて、茲に對馬島主宗義智を召して、之に告げていふ。朝鮮の如きは實に我と第一の隣邦たり、然るに互に相善からざるは、これ兩國の利にあらざる、故に早く和せんと欲す、然れども強て求むるにあらざる、たゞ汝の家歴世彼邦と交るを以ての故に、之を汝に囑するのみ、汝られよく之を處せよと、思ふに家康のかく義智に依囑せしものは、これ對馬が直接に彼との關係を有し、其利害得失の大なるものあるを察して然りしならん。是に於て義智は命を奉じ、それより此事を首尾よくなし遂げんとて、直ちに國に歸り、先づ其臣梯七太夫を遣り、又吉副左近等を遣はし、書を齎して往て我意を諷せしめた

り。されど何れも歸り來らざりしかば、此度は其臣武田喜兵衛を遣はして彼の事情を探らしめしに、其海邊の一賤卒を擒に歸りたるによりて、稍々其情を知り得たり。されば又袖谷彌助を遣はして、之に諭さしめしに、又歸らざりしかば、更らに石田甚左衛門を遣はせしに、初めて朝鮮邊將の答書を得て、前に遣れる所の使臣等は、皆明の戍兵の爲に携帶し去られしものなることを知り得、而して彼はいふ和好を欲せば宜しく先づ俘虜を還すべしと、かゝれば慶長六年夏宗義智は其臣井上六左衛門をして俘を朝鮮に送り、尋て尙諸州に求めて之を還せり。是によりて彼も漸く其怒を和らげ、貴國眞に信好に意あらば弊邑何ぞ之に従はざらんやと、言ひ越せり。故に義智は更らに小野新十郎を遣はして商議せしめしに、七年朝鮮使節金繼信孫文或は我對馬に來り、初めて和好の事をいふに至れり、かゝれば其歸るに及んで、義智は僧玄蘇をして彼の國王の戚族なる嘗て薩摩に囚はれたりし金光を送り還らしめしに、彼は翌九年終に孫文或僧惟敬をして來りて和親の事を議せしめしかば、翌十年二月家康秀忠は之を伏見に召見し尋て國に歸らしめたり。而して全時に韓人の俘虜男女一千三百人を縱ち歸ら

しめぬ。是に於て十一年七月彼は呂祐吉慶遠をして對馬に來りて協議せしめ、こゝに初めて和好は復されたり。思ふに何故にかく早く好結果を奏したりしやといふに、これ全く亂後明軍は朝鮮に留まり、驕慢自肆にして、動もすれば不良をなすに至りたる故ぞと知られき。かゝれば彼の使節呂祐吉等は翌十六年正月我國に來り、國王昭の書を上りたり、其中にいふ、

交都有道自古而然、二百年來海波不揚、何莫天朝之賜、而弊邦亦何負於貴國也哉、壬辰之變無故動兵、播禍極慘、而發先王丘墓、弊邦君臣痛心切骨、義不與貴國共戴天、六七年來馬島雖以和事爲請、實是弊邦所耻、今者貴國改前代之非行、舊交之道、苟如斯則豈非兩國之福也、故馳使价以爲和好之願云々、

而して四月江戸に往きて秀忠に謁し、五月駿府に如きて家康に謁せり。されば其時秀忠より答へし、復書にも。

(上略)夫吾邦於貴國結隣盟者、所從來太久矣、今也須修舊好、弊邦亦何存疎志乎、勢利之交、古人所羞、只宜以信義爲心也、云々

とあり。以て此時互に公平無私の心を以て此和議を協へしを見るべきなり。かくの如くして漸く兩國の和議は結ばれたり。故に功を以て宗義智は從四位に叙し、侍從に任じ、待つに十萬石の侯伯を以てせられしが、此時よりぞ宗氏は又全く朝鮮貿易の管理を一任せらるゝに及べり。かゝれば翌十三年家康は宗義智に命じ、僧立蘇柳川景直に國書を齎らし、朝鮮に往て去年の來聘に答へ、茲に改めて兩國の條約を締結したりしかば、これより一日斷絶したりし兩國間の通商貿易も、天正以前の舊に復するに至りたりしなり。朝鮮は此條約を呼んで已酉條約といふ、今之を案するに、實に左の例あり。

館待三例アリ。國王使一例、對馬島主特送一例、對馬島受職人一例、曰ク國王使臣出來ル時只上副船ヲ許ス事、曰ク對馬船歲遣船二十隻内特送船三隻合セテ二十隻ノ事、大船六隻、中小各七隻、曰ク對馬島主ニ歲米大豆並ニ壹百石ヲ賜フ事、曰ク受職人歲ニ一タヒ來朝シ人ヲ遣スヲ得サル事、曰ク船三等アリ二十尺以下小船トス、二十六尺七尺中船トス、二十八尺九尺三十尺大船トス、船夫大船ハ四十、中船ハ三十、

小船ハ二十、定額トス、若シ足ラザレバ數ナ點シテ料ヲ給スル事、曰ク凡ソ遣ル所ノ船皆對馬島主ノ文引ヲ受テ後乃チ來ル事、曰ク對馬島主前例ニ據リ圖書ヲ給シ見様ヲ紙ニ著ハシ禮曹及ヒ校書館ニ藏シ又釜山浦ニ置キ書契ノ來ル毎ニ其眞偽ヲ考驗シ格ニ違フ船ハ還シ入送スル事、曰ク文引ナキ者及ヒ釜山ニ由ラザル者ハ賊ヲ以テ論斷スル事、曰ク過海料對馬島人五日ノ糧ヲ給ス島主特送ハ五日ノ糧ヲ加フ、日本國王ノ使臣ハ二十日ノ糧ヲ給スル事、曰ク他餘事ハ一ニ前規ニ依ル事。

然るに此後同十六年に至り、宗氏は始めて歲船二十隻を遣り、其時五十隻に復し、且つ使者の京畿に至ることを望むといひしも、彼は之を聽かずしていふ、この行掛を出せしものは、全く貴島の自ら取れる所なり、何となれば五十船の舊例は、庚午の亂によりて之を三十に減し、其後又壬辰の入寇によりて之を二十に減せしものなればなり。されど宗氏は其翌々十八年に至り、又此議を乞ひしかば、彼は終に其特送船を定額外に許したり。然るに翌元和元年に至り、宗義智は卒せしかば、朝鮮は其兩國間を調停せし功を想ひて、特に國書を贈り、歲船一艘を増して其祭典を助けしむるを以て

し、十一月終に柳洞をして書を宗義成に贈りて、舊新圖書の交換をなせり、かゝる時に於て、偶然にも一の出来事か彼の感情を温むる媒助となりしは全く奇といふべし。何ぞや、徳川氏か豊臣氏を滅ぼせしを、彼が徳としたりしこと是なり。さればにや、同二年彼の送りし書を見るに、曰く、

(上略)日本之勦滅大坂、固出於争戰、實非爲我國報怨、而或者天誘其衷、假手致此、則我國太嘉其蕩掃之績、遣使報喜、是又一道、云々

而して又翌三年の書にも、

(上略)此間廷臣啓稟屢聞對馬島主義成柳川調興、傳致貴國勤款之意、要請弊邦信使、而爲錄事非常例、未敢輕議、今也貴國平定大坂、統合日域、是非彼此生靈之福、哉云々
といひ越せり、かゝれば翌年五月秀忠も之に復書して、

(上略)抑大坂孤主企逆謀爲太平、姦賊速誅戮之、靡有孽遺、今也國平民樂、海晏河清、事已聞貴國、忽奏天朝、而賀弊邦之無爲、實宿契堅也、彌不渝舊盟、永可修隣好、云々
といはしむ。思ふにこれ徳川氏が善後策の一手段として、故に此豊臣氏を亡ぼす事を

以て屢彼に告げ、以て其歡心を求めたるものなるべし。

かくして終に兩國和親の根を固められたれば、終に兩國交通の道は古に復して、こゝに同四年我、釜山なる居留地館は成れり、然るに寛永四年滿州の兵俄に朝鮮の西北を侵し、國王一時難を江華島に避くるに及びしかば、彼は書を我に贈りて國難を報じ、暫時歳船を停めんことを請へり。されば宗氏は之を幕府に告げ、幕府は義成に命じて、朝鮮の事情を探り、時宜によりては援兵を出さんとしたりしに、翌々六年正月に至り、國難全く平き、歳船又舊に復せしかば、終に大事なくて止みにき。

これより後は暫時兩國交渉の事絶えてなかりしに、其後宗氏の臣柳川調興と僧桑林とが各朝鮮の圖書を受けて歳船一隻をうけし時、其我よりの文面に、私かに日本國王の二字を挟みし各を以て、罪せられて調興は津輕に、桑林は南部に流されたり。蓋し足利時代には、我より自ら將軍を日本國王と稱して敢て憚からざりしも、徳川氏以後に、あかひは之に異りき、たゞ源某とのみ記して彼に贈りしかば、彼の使臣は屢々之を詰りて止まざりし、故に此兩人は此時詮方つきて、かくは國王の二字を入れしものと知られ

たり。然るに幕府は之を不都合として、かく兩人を刑せし事なれば、直ちに人を朝鮮に遣はし、此由を告げて以前の圖書を取返へし、それより日本大君を以て將軍を呼ぶことせり、是抑も後來新井白石が卓識を以て論破せし所なりき。

かくて後は一朝島原の亂あり、而して終に耶蘇教を嚴禁し、従つて海外商船の交通を禁ずるに至りしかば、それより宗氏に命し、以後對馬との貿易のみは之を盛ならしむべきを以てしたり。されば全十九年に朝鮮は更らに書を宗氏に贈りて、歲遣船を増加し來り、それより後寛文十二年に至り、嘗て宗氏の請なりし、我居留地館を釜山より草梁に移すの事を定め。此年終に我館を草梁に造れり。而して降つて天和二年に至り、朝鮮は俄かに朴全知洪僉知をして、我國が曾て約したりし歲船の外、一切の別差を停め、且つ館内制札の事を定めて、之を我對馬に報じ來れり。かゝれば宗氏は直ちに人を遣はして之を辯論せしめしが、明年四月兩國の協議熟して榜文を草梁館に立つるに至れり、これ蓋し我國人が彼朝鮮人と少許の葛藤を起せしに因せるなるべし。其の榜文にいふ、

禁標定界ノ外大小事ヲ論スルナク闕出犯越スルモノ論スルニ一罪ヲ以テスルコト、

曰ク路浮税規定ノ後與フル者受クルモノ全シク一罪ヲ施スコト、曰ク開市ノ時各

房ニ於テ密カニ相賣買スル者彼此各一罪ニ施ス、曰ク五日雜物入給ノ時邑吏庫子

小通事等切リニ和人ヲ挾毆打スル勿ラン、曰ク彼此犯罪人俱ニ館門外ニ於テ刑

ヲ施ス、在館諸人若シ諸用ヲ辨シ事ヲ館司ニ告グルニ直ニ通札ヲ持シ訓導別差ノ

處ニ於テ往來ヲナスベシ、各條ノ制札書館中ニ立テ此ヲ以テ明鑑ヲナスモノナリ

然るに正徳元年に至り、我人民の朝鮮に留るもの犯奸の事ありたりとて、又新たに一條約を締結したり、其約條にいふ、

馬州ノ人出テ、草梁館外ニ往キ女人ヲ強奸スル者ハ律文ニ依リ論ズルニ一罪ヲ以テスル、曰ク女人ヲ誘引シ和奸スル者及ヒ強奸未成ノ者永遠流竄ノ、曰ク女人潛カニ館中ニ入り執送ヲナシ因テ奸通ヲナス者亦次律ヲ用ユル、

然るに此年の事なりき、我六代將軍家宣が新たに其職を襲ひし爲に、彼の使聘は揚々として、我に來朝したりしを、新井白石はよく東西古今の典籍に眼を曝らし、以て兩

國の關係を明にして、驛傳供給の制、進見賜の儀まで一々調査し、之を以て彼の使節に對せしがば、彼は一時之に争抗せしむ、終に其正理に伏して、又言なきに到れり。即ち其時の事を徴するに曰く、

- (一) 鎌倉建府以降外國政府ノ書ヲ我國ニ奉ルヤ、天子ヲ稱シテ日本天皇ト云ヒ、幕府ヲ稱シテ日本國王ト云フ、然ルニ寛永以來一タヒ彼カ我報書ニ異論ヲ唱ヘシヨリ終ニ我將軍ヲ稱シテ日本國大君ヲ以テセラル、思フニ大君ナル字義ハ之ヲ説文等ニ徴シ、將又古來ノ古書ニ徴シ見ルニ、天子トイフト大差ナシ、然レバ之レ上ヲ僭スルノ嫌アリ、況ンヤ彼ハ其國ノ庶孫ヲ稱シテ大君ト呼ズ、舊來ノ習アレバ、此號ヲ以テスルハ、彼ノ潜カニ得タリトスル所ナルベシ、宜シク改メテ日本國王ト呼ブハ勝レルニ如カズ。

- (二) 韓使ノ我國ニ來ルヤ、沿道饗遇ノ厚キ、朝使モ及バザル所アリ、特ニ過グル所ノ處々費エ計ラレズ、宜シク之ヲ廢シテ路資食料ヲ給スベシ、
- (三) 韓使客館ニ至ラバ、宜シク輿ヲ下リテ門ニ入ルベシ、我使客館ニ至ラバ宜シク之ヲ階下ニ迎フベシ。

ハ階下ニ迎フベシ。

- (四) 韓使國書ヲ上ル時、上々官之ヲ奉ス、爾後正使ヲシテ之ヲ奉セシムベシ。
- (五) 韓使殿見ノ時、坐位連支三家ニ全シ、宜シク改メテ卑クスベシ。
- (六) 韓使賜饗ノ時、連支三家ニ倍伴ス、是レ古禮ニ合ハス、我使彼國ニ至ルモ此禮アラズ、宜シク之ヲ廢スベシ。

(七) 韓使ヲ饗スルニ、猿樂ヲ用キタリシモ、雅樂ニ代フベシ。

かく白石によりて一たび彼の驕慢を止められしかば、彼は終に我威權の下に屈服するに至りたり、然れども王號の事のみは此後再び大君の稱を用ひたりといふ、かゝりて後は終に國と國との交渉事件を見ず、たゞ我國の商人が時に彼と潜商して刑せらるゝ位なりしが、こゝに明治維新の代となりて、又々變事を生ずるに至れり。

第五章

今代

江華島及び十七年廿二年の變亂

世に頑迷固陋のものほど手に餘るものはあらじ、蓋しこれ縁なき衆生は度し難ければなり。我日本が明治維新以來全く徳川時代の迷夢を覺まして、開國主義の大改革を成就し、以て世界萬邦どこに轡を並べて馳騁するに及びしより、舊來の好を以て、其由を直ちに隣邦朝鮮に報じ、以て以後の交際を求めんとしたりしに、彼は尙ほ昔時の舊態を存して、却つて我か文書に大日本天皇とありしを不可なりとし、頑固執拗にも之を却けたりしかば、我政府は使を遣はして懇々其理由のある所を説明し、以て彼を悟らしめんとせしに、彼尙要領を解せずして、固執言辭を左右に托し遂巡躊躇決する所なく、而して終に數ヶ月を閲て國中に令し、以後日本人と交るものは死刑に處せんなどい説き、尙且つ流言を放つて我日本公使館を襲撃せんといひ、終に我使人をして歸國せしめたり。かれば我政府人民は終に其教ふべからざるを悟り、こゝに征韓の議を唱ふるものあれば、他に之を不可とし、異日兵力充實の時を待つに如かずと説くあり、

議論二派に分れて沸騰底止する所を知らざりしに、會々岩倉大使の歐米より歸朝せるあり、務めて征韓の不可なるを説きしかば、勅裁は終に下りて、こゝに征韓の議を中止せしめぬ。其時三條太政大臣は病と稱して出せず、西郷、副島、後藤、板垣、江藤等の諸士も皆袂を列ねて去るに及べり。これ實に明治六年七月なりしが、此結果として終に江華島の事變を生ずるに至れり。蓋し此征韓論の中止より、我朝廷は又々人を朝鮮に遣はして通好を説かしめられしも、彼尙は聽かず、終に八年九月廿日、我か雲揚艦が朝鮮の江華島に入り、端艇を下して近海を測量し、進んで彼の砲臺の下に至りし時、彼は突然之に向つて發砲したり。されど我は之に應せずして歸り、翌二十一日其第三の砲臺を攻め、進んで第二の臺に近づき、砲戰數度にして戰を止め、翌二十二日味爽又進んで之を攻め、遂に上陸して永寶城を陥れ、大砲三十八門、小銃十口を得たり。其時我兵の死するもの僅かに一人なりしに、韓兵は死する者三十人捕虜となりしもの十人ありき。此報一たび我邦に達せしより、征韓論又々内閣に沸騰し、其が爲に終に島津、板垣二人の罷め去るを見しが、此時始めて黒田清隆を以て特命全權辦理大臣に、

井上馨を以て之が副使となし、大坂、廣島、熊本三鎮臺の兵及び近衛兵二聯隊を以て彼に赴かしめ、日進、孟春、鳳翔等の諸艦は之に従へり、而して九年二月朝鮮に至り、彼の應接官申樞尹滋承に會し、詰るに我軍艦を妄りに砲撃せるを以てし、其謝罪狀を出さしめ、併せて修好條約の事に及べり。然るに彼の慣用手段なる優柔不斷を以て、時日を遷延せしも、我公使は斷然之に應せざりしかば、彼は屈伏して我言を納れ、修好條規十二款を結べり。其中にいふ、

第一款 朝鮮國ハ自主ノ國ニシテ日本國ト平等ノ權ヲ保有セリ、嗣後兩國和親ノ實ヲ表セント欲スルニハ、彼此互ニ同等ノ禮義ヲ以テ相接待シ、毫モ侵越猜嫌スルコトアルベカラズ、先ヅ従前交情阻塞ノ患ヲ爲セシ諸例規ヲ悉ク革除シ、務メテ寬裕弘通ノ法ヲ開擴シ、以テ與ニ安寧ヲ永遠ニ期スベシ。

第二款 日本國政府ハ今ヨリ十五ヶ月ノ後、時ニ隨ヒ使臣ヲ派出シ、朝鮮國京城ニ至リ、禮曹判書ニ親接シ、交際ノ事務ヲ商議スルヲ得ベシ、該使臣或ハ留滯シ、或ハ直チニ歸國スルモ、共ニ其時宜ニ任ズベシ、

第三款 略之

第四款 略之

第五款 京畿、忠清、全羅、慶尙、咸鏡五道ノ沿海ニテ通商ニ便利ナル港口ニケ、所ヲ見立テタル後、地名ヲ指定スベシ、開港ノ期ハ日本曆明治九年二月ヨリ、朝鮮曆丙子年正月ヨリ共ニ數ヘテ二十ヶ月ニ當ルヲ期トスベシ。

第六七八九款 略之

第十款 日本國人民朝鮮國指定ノ各口ニ在留中、若シ罪科ヲ犯シ、朝鮮國人民ニ交渉スル事件ハ、總テ日本國官吏ノ審斷ニ歸スベシ、若シ朝鮮國人民罪科ヲ犯シ、日本國人民ニ交渉スル事件ハ、均シク朝鮮國官員ノ查辨ニ歸スベシ、尤雙方トモ各其國律ニ據リ、裁判シ、毫モ回護袒庇スルコトナク、務メテ公平允當ノ裁判ヲ下スベシ。

第十一款 略之

第十二款 右議定セル十一款ノ條約、此日ヨリ兩國信守遵行ノ始トス、兩國政府復

之ヲ變革スルヲ得ズ、以テ永遠ニ及ボシ兩國ノ和親ヲ固ウスベシ。

是條約に先だつ四年前日清間の修好條規は成りしが、是れに至つて日韓に於ける此の條約は成りしかり。而して終に京畿道の仁川、及び咸鏡道の元山の二口を以て互市場となし、以て我年來の素志を果したりき。されど實に我邦は彼を庇保する爲なりし、何となれば其第一款にも示せる如く、實に對等國を以て彼を待ち、而して自主獨立の邦たらしめんとの趣旨なればなり。然るに彼は此條約を快とせず、終に十五年に至り、こゝに又々容易ならざる騷擾を惹起すに至れり。

今之が概要をいへば、今王の生父大院君李昰應が、一朝戚族閔氏の排する所となりしを樂しまず、終に己れ人望を收めんとて、當時糧米の事より憤怨せる兵士を煽動していふ、汝等よく當路の官人を殺し、又盡く日本人を國外に逐はり、我れよく汝等の爲に計らんと。これ一時の權謀に過ぎざりしなり、然るを之を聽きし兵士は終に意を決し、七月廿三日終に王宮に入りて閔台鎬、閔謙編の二人を殺し、轉じて我公使館を襲ふに至れり。然るに其時我公使館には留るもの僅かに二十八人なりしかば、終に防禦の手

段に盡き、公使花房義質は全二十四日仁川に遁れ、其處より英國測量船フライングフヒス號に助けられて我長崎に還りたり、此事二十一日を以て漸く我に達せしかば、我政府は直ちに井上外務卿を遣りて下ノ關に至りて諸事を指揮せしめ、高島海軍少將堀江大佐等之に従ひ、仁禮海軍少將も亦金剛天城日進の三艦を帥ひて續發せり、されば花房公使は再び彼に赴き、八月十二日仁川に入り、十六日京城に達し、國王に見えて此事變を糺し、書を呈して三日を期して其決答を求めたり。其時彼亦時日を遷延して之に従はざりしかば、我は決意して斷然歸らんとせしに、彼又三十日に至り、遂に和議を成せり。其時左の六條を約したり。曰く、

第一 自今二十日ヲ期シテ暴徒ヲ追捕シ、巨魁ヲ嚴守スルヲ、若シ期限内ニ獲ルハ能ハザレバ、日本吏人之ヲ辨理スベシ。

第二 日本人ノ難ニ遭フ者ハ、朝鮮國厚ク埋葬ヲ行フベキコト。

第三 遭難者ノ遺族負傷者ニ金五萬圓ヲ與フルヲ。

第四 償金五十萬圓ヲ出スコト。

第五 日本公使館兵員若干ヲ置ク。

第六 朝鮮國特ニ謝罪使ヲ出ス。

別ニ續約ニ項ヲ立ツ。

第一 元山、釜山、仁川各港ノ行程ヲ擴メテ五十里トナシ、二年ノ後又擴メテ百里トナシ、別ニ楊花鎮ヲ以テ開港場トナス。

第二 日本公使領事ノ内地旅行ヲ許ス。

而して此時大院君は馬建忠の爲に、丁汝昌の軍艦に誘はれて、直ちに北京に連れ行かれ、終に前記條約の如く行はれて、此回の騷擾も止みき。是れ所謂十五年の變なり。此變下りし後、一年、我は前記續約中の楊花鎮開港の事を促せしが、便によりて京城を以て之に代へて開市場をなし、而して前約の如く、我兵は少しく京城に駐在するに至り、全時に清兵も亦三千餘騎駐在せしが。是抑も禍亂を惹起す基なりしなり。即ちかく京城に駐まれる兩國兵士の中、清國の兵は多く放肆自恣なるに反し、我兵は軍規を確守して井然秩序ありしかば、國の開化を望める進歩主義者は多く我兵を慕ひ、退守

の者を抱ける保守黨人は悉く清兵に依頼したり。茲に於て乎終に破裂の兆を醸さんとし、而して其軋轢の結果は、こゝに所謂開化黨の内亂となりて、保守黨の領袖なる、閔泳穆、柳在賢、閔台鎬、趙寧夏、韓圭稷、李祖淵、尹泰駿等は皆爲に殺さるゝに至り、而してそれより惹ひて支那兵と我兵との戦となり、王宮爲に砲烟の中に鎧されて王太妃は終に清兵の拘ふる所となられき。是蓋し開化黨が手段を誤りし結果に外ならざりしなり。然るに此時我兵は漸く三百人に満たざりしより、遂に長く王城に留ること能はまして、我公使竹添進一郎は去りて仁川濟物浦に至り、急を我東京に報じたり。かゝれば我政府は直ちに外務卿井上馨を以て特命全權大使とし、扶桑金剛の二艦を率ひて朝鮮に赴かしめ、高島中將樺山少將之に従ひ、全月三十日仁川に達し、それより兩國の談判となり、七月我大使は左の六事を以て彼に要求せしに、彼遂に之を納れて我命に服するに至りたり。

第一 謝罪使ヲ發スルコト。

第二 礮林大尉ヲ殺ス者ヲ死ニ處スコト。

第四篇

露韓の交渉

第一章

露韓通商條約の締結

近世露國政府が遠く手を東洋の東端に伸ばし、依つて以て終に其宿望を満たさんとするの傾向は、夙に識者を待つて知らざることゝなれり。蓋しこれ西曆一千八百六十年、即ち我が萬延元年に、英佛兩國が支那に當るの時を以て、俄に滿州の地を略し得たるよりなりき。即ち其境界は今之を詳説するに由なきも、先づ古の所謂靺鞨の故地、尙は清朝興起の本源ある古肅慎の地より、かの黒龍江の下流を南に切りて、朝鮮の北境なる長白山の邊、豆滿江の北にまで達せる、大凡數百里の境土を指せるものとす。此廣漠たる土地を得たり、故にこゝに南下の志を決せしむ、其際歐亞の地に事ありしかば、暫く之を放擲せしむ、一朝其事が無事を告げしより、又々其素志は動き、終に

手を茲に下すに至りき。是に於て乎露西亞は早くも朝鮮政府を其歡心の下に入れて、冒く己が利を占めんと謀りし時しも、幸にも清の李鴻章が一朝日清韓の關係より、嘗て己れの幕下に雇ひし露人モルレンドルフなるものを韓廷に勧めて任用せしめしかば、露廷は奇貨措くべしとて、此モルレンドルフを誘引して謀を授けたり。蓋し此モルレンドルフ亦狡慧にして夙に異圖を抱き、己が名を付すに穆麟徳なる漢字を以てし、而して自ら韓人の後裔なりと稱せしはどなりしかば、固より利に就く小人の常とて、今此露の勸誘に逢ひ、これ幸と私かに己か韓廷に信任せらるゝを頼み、おさく露廷の爲に計るに至りき。是時に當り、露廷はかく一方には此影武者を具ふるあれば、此度は公然と現今の策略家と聞えたる、ウエーベルが當時久しく清國に駐在して、東洋の事情に明なるを利とし、之を舉げて韓國交渉の全權委員とし、身は清國公使の資格を以て、兼ねて明治十七年朝鮮に赴かしめ、其全權委員なる外務衙門總理大臣全炳始と商議を遂げ、終に六月廿五日を以て、露韓通商條約を結び、尙且つ別に附録并に特別條約書なるものを議了して、之に韓廷の調印を求め、翌明治十八年四月十四日之に皇

- 第三 償金十萬圓ヲ出ス。
- 第四 公使館ノ地ヲ撰ミ別ニ建築費二萬圓ヲ出ス。
- 第五 日本兵營ヲ公使館ノ近傍ニ置ク。
- 第六 國王謝罪ノ事。

然れども尙ほ此に一大交渉事件を遣せり。何ぞや、日清の交渉是なり、何となれば此變亂を惹起せしものは、實に兩國政府が全一京城に兵士を駐在せしめたるに因すればなり。是に於て井上天使の我に歸朝するや、直ちに内務卿伊藤博文を以て遺清大臣とし、陸軍中將西郷從道之に伴なひ、三月十四日天津に達し、清國の委員李鴻章等と往復開議の末四月十八日に至り、終に左の二條約を決せり。之を天津條約と呼ぶ。

- 一 四ヶ月ヲ期シテ日清兵ヲ撤スル。
- 二 京城ノ事變ニ與カレル將校ヲ嚴責スヘキ。

此條約成りしより、此變亂も一先づ治平に歸し、朝鮮爲に舊時に復せしも、かく開化黨の誤より、王城は爲に焼かれ、王太妃さへ拘へらるゝの不幸を見るに及びしかば、

一般人民の感情は大に進歩主義者を忌み、終に保守黨漸次勢力を得て、それより開化黨人を或は位を貶け、或は官を削ぎ、或は流竄に處して、終に朝廷に跋扈して今日あるに到れり。是を二十二年の變といふ。朴泳孝、金玉均等は實に其時に於ける開化黨の首領なりしなり。かゝればこれより後、我國とは屢々衝突を來し、終にかの防殺事件を惹起し、而して以て今日に及べり。されば後の事を議するものは、須らくよく當時の狀を審かにせざるべらず、而かも亦溯つて上古より我ど如何なる關係あるやを明かにし、以て精細に利害得失のある處を討尋せざるべからざるなり。

第四篇

露韓の交渉

第一章

露韓通商條約の締結

近世露國政府が遠く手を東洋の東端に伸ばし、依つて以て終に其宿望を満たさんとするの傾向は、夙に識者を待つて知らざることゝなれり。蓋しこれ西曆一千八百六十年、即ち我が萬延元年に、英佛兩國が支那に當るの時を以て、俄に滿州の地を略し得たるよりなりき。即ち其境界は今之を詳説するに由なきも、先づ古の所謂靺鞨の故地、尙は清朝興起の本源ある古肅慎の地より、かの黒龍江の下流を南に切りて、朝鮮の北境なる長白山の邊、豆滿江の北にまで達せる、大凡數百里の境土を指せるものとす。此廣漠たる土地を得たり、故にこゝに南下の志を決せしも、其際歐亞の地に事ありしかば、暫く之を放擲せしも、一朝其事が無事を告げしより、又々其素志は動きて、終に

手を茲に下すに至りき。是に於て乎露西亞は早くも朝鮮政府を其歡心の下に入れて、曾く己が利を占めんと謀りし時しも、幸にも清の李鴻章が一朝日清韓の關係より、嘗て己れの幕下に雇ひし露人モルレンドルフなるものを韓廷に勧めて任用せしめしかば、露廷は奇貨措くべしとて、此モルレンドルフを誘引して謀を授けたり。蓋し此モルレンドルフ亦狡慧にして夙に異圖を抱き、己が名を付すに穆麟徳なる漢字を以てし、而して自ら韓人の後裔なりと稱せしはどなりしかば、固より利に就く小人の常とて、今此露の勸誘に逢ひ、これ幸と私かに己か韓廷に信任せらるゝを頼み、おさく露廷の爲に計るに至りき。是時に當り、露廷はかく一方には此影武者を具ふるあれば、此度は公然と現今の策略家と聞えたる、ウエーベルが當時久しく清國に駐在して、東洋の事情に明なるを利とし、之を擧げて韓國交渉の全權委員とし、身は清國公使の資格を以て、兼ねて明治十七年朝鮮に赴かしめ、其全權委員なる外務衙門總理大臣全炳始と商議を遂げ、終に六月廿五日を以て、露韓通商條約を結び、尙且つ別に附録并に特別條約書なるものを議了して、之に韓廷の調印を求め、翌明治十八年四月十四日に皇

帝自らの批准を済まし、十月再びウエーベルをして京城に來りて韓王に謁見し、以て批准交換の式を了へしめにき。

さればそれより、露國はウエーベルをして露國代理公使兼總領事として朝鮮に止まらしめ、而して又此時かの影武者穆麟徳が兩國間に立ちて映掌せし功ありたりとて、自ら之に神聖安那第二等勳章を與へて以て之を賞し、終にこゝに己が素望中の一端なる朝鮮との通商條約を定めたり。これ恰かも我伊藤大使が支那にありてかの天津條約を締結しつゝありし秋なりき。其條約文中の主要と認むべき點を擧ぐれば、實に左の如し。

露韓通商條約

第一條

第一款 全露西亞國皇帝及朝鮮國王并に、兩國人民の間に、今より永久の平和懇親あるべし、且兩國の人民は各彼此の領内に於て、其の生命及財産の保護を受くるの權利あるものとす。

第二款 締盟國の一方に於て、他國との間に紛議争論を生じたるときは、其請囑に由り、他の一方に於て之が紛議を平和に遂行するに盡力するものとす。

第三款

第一款 朝鮮國に在る露國人の身命、若くは其所有物に關する裁判は、露國官廳の裁斷に附するものとす。又朝鮮國に在る露國人の間、若くは露國と他國人の間、若くは露國の官吏及人民は、露國官廳に於て之を審按し、露國の法律に據りて裁判するものとす。

第二款 朝鮮國の官吏及人民は、露國官廳に於て之を審按し、露國の法律に據りて裁判するものとす。

第三款 若し露國の官吏及人民より朝鮮國人に對する訴訟は、朝鮮國官廳に於て審按し、朝鮮國の法律に據りて裁判するものとす。

第四款 朝鮮國人に對し罪を犯したる露國人は、露國官廳に於て之を審按し、露國の法律に據りて裁判するものとす。

露韓の交渉

第四條、四、朝鮮の土地所有權を保護するものとする。

第五條、朝鮮國は本條條約の日より、韓國國境のたがひ左記の場所を劃定するものとする。

○ 海防島、元山、釜山、平壤、不任なること、近傍の一箇所、京城、楊花鎮、或は

朝鮮國近傍便置の地、

第六條、韓國國人は前条の場所に於て、土地及家屋を賃借し或は購求し、又は家宅、倉

庫、製造場、貯蔵所等を建築するに得ば、居住地の區劃及土地所有權等國關

係の事件は、朝鮮國官吏及關係ある諸外國官吏の協議に由り決定するものとする。

第七條、居住地の場所は、朝鮮國政府に於て、該地主が、賃上げ、或外國人の居住に

便宜を及ぼしむるに、何等の制限も設けず、其の爲めに支出せる費用は、其賃渡すべし賃中に

算入するものとする。其地所有主が、朝鮮國官吏及關係ある諸外

國一種官吏の協議に由り、一定の土地を賃渡したる地代の幾分分派、朝鮮國政府に於て

取納す、其餘分並に居留地の収入額は、追て朝鮮國官吏と關係ある諸外國官吏と

との協議に由り、割定する。居留地所有權の使用は、委任を該區に充てるものとする。

第八條、韓國人民は朝鮮國居留地の區劃外十里、朝鮮里數以下散之、以内の場所に於

て、土地及家屋を賃借し、又は購求することを得、唯、地方の法制に伴ふことなし、且

て、朝鮮國官吏の定める所に據りて、其地租を納むを要す。

第九條、朝鮮國政府は各開港場の埠頭に於て、倉庫の建築に適當なる地所を無償に

貸與せしめ、其賃地料地租其他の諸税を徴收せずして、居留地監督の管轄に附す。

第十條、

第六款、韓國人民は旅券を携帯せずして、朝鮮國の開港場より百里以内、若しくは今

後朝鮮國官吏と關係ある諸外國官吏の協議に由り、特定する區域内に於て自由旅

行することを得。下略

第十一條、別約定書

第十二條、本條約第三條に關する件

朝鮮國に在る韓國人民に許されたる治外法權は、向後朝鮮國の法律裁判法等著しく

侵蝕し、且其の裁判官が、韓國裁判官の權利を侵蝕するが如く、何處の權利を棄てず

棄てず

第三、同じく海軍が海境上に於て兵力を以ても、強て其目的を達かんと務むるは際
 々々近海諸國を他の各國との間に締結せざる條約を以て通商條約を以て、若
 要む軍國が兵力に依り其條約を無理押せんと務めなば、曲露國にあり、他の條約各
 國二國は其意を決定するの權を有す。此の如きは、其意を以て通商條約を以て、
 第三、同じく海軍が海境上に於て兵力を以ても、強て其目的を達かんと務むるは際
 々々近海諸國を他の各國との間に締結せざる條約を以て通商條約を以て、若
 要む軍國が兵力に依り其條約を無理押せんと務めなば、曲露國にあり、他の條約各
 國二國は其意を決定するの權を有す。此の如きは、其意を以て通商條約を以て、

第四、同じく海軍が海境上に於て兵力を以ても、強て其目的を達かんと務むるは際
 々々近海諸國を他の各國との間に締結せざる條約を以て通商條約を以て、若
 要む軍國が兵力に依り其條約を無理押せんと務めなば、曲露國にあり、他の條約各
 國二國は其意を決定するの權を有す。此の如きは、其意を以て通商條約を以て、

よれど朝鮮政府は又断然露の要求を却くる能はざれば、躊躇逡巡して久しく決せざり
 して露國の要求を遂げざる所露の態度を果して露國政府の名義を以て遠からざる
 中、露國政府は露國の要求を遂げざる所露の態度を果して露國政府の名義を以て遠からざる
 中、露國政府は露國の要求を遂げざる所露の態度を果して露國政府の名義を以て遠からざる
 中、露國政府は露國の要求を遂げざる所露の態度を果して露國政府の名義を以て遠からざる

行せられんことを要求し來れり。其時同公使は所謂かの追加條約の草案を呈出せしが、
 露國政府は左の如き文字を以て其草案を却り、

第一、本條約第一條は、鴨綠江より起算し、同江の兩岸に於て露韓兩國の間に朝鮮里
 二百里の間に於て三十五英里の地を、一帯の土地を作るの一事を約定し、此地方の買
 入は露國人及び朝鮮人の自由なる所とし、又其買入を管理する官吏は露
 國に委任せらるべきものとす。此の條約は、露韓兩國の間に於て、

第二、本條約は、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、
 第三、本條約は、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、
 第四、本條約は、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、
 第五、本條約は、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、
 第六、本條約は、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、
 第七、本條約は、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、
 第八、本條約は、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、
 第九、本條約は、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、
 第十、本條約は、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、露韓兩國の間に於て、

區域内百里の地を往復するし。

かくれば露國の對馬は露國を往復する事也。露國は實に此條約を締結して、輪程一百里の地を往復する事也。然るにかゝる見易きの理を列國誰か得ざるも露國の國策は是に在り。露王は露國に忠告し、露國は既に其事を爲すべし之を露國は往復する事也。此時に於て又かの發議なる程露國の實行は、終に韓廷の徑に傳はれり。露國皇亦曾て露國皇廷に對して、終に之を清國に召還し、而かも露國皇亦曾て露國皇廷に對して、終に之を清國に召還し、是に於て平此議は二時中止せられたる事也。かく、露國皇亦曾て露國皇廷に對して、終に之を清國に召還し、而かも露國皇亦曾て露國皇廷に對して、終に之を清國に召還し、

去れ露國皇は露國皇廷に對して、終に之を清國に召還し、而かも露國皇亦曾て露國皇廷に對して、終に之を清國に召還し、是に於て平此議は二時中止せられたる事也。かく、露國皇亦曾て露國皇廷に對して、終に之を清國に召還し、而かも露國皇亦曾て露國皇廷に對して、終に之を清國に召還し、

彼の末、明治二十一年八月八日露國は陸路通商條約を締結したり、而して翌二十二年十月に至り其條約文に掲ぐる如く、地を慶興に開き、是に其實施を見るに至れり、其第一條第一節に云ふ。

第一節 露國人民は朝鮮國の濟物浦、元山、釜山、各海口並に漢陽京城(尚且他の各國商人に於て商店倉庫を撤去するときは、露國商人も同時に此地の貿易を停止するものとす)楊花津(或は附近に於ける一港)五箇所に於て通商するの外に咸鏡道、慶興府一ヶ所を開き其貿易を進むべし。

之を以て見る、露國の目的既に挫折して、其得んを欲したりし豆滿江正百里の内地富寧は、今や黒龍江岸の一慶興の地に轉せられて、此條約終にかゝる露國にせ止む。これ大に朝鮮の爲に實すべきの事にして、抑亦東洋の爲に祝すべきの事なり也。

第二章

第一 總て邊境に住する朝鮮人を南島嶽里に轉住せしめざる事。

第二 朝鮮人を黒龍江上の地及び北烏蘇里河沿岸の地に移住せしむべき事。

第三 爾後朝鮮人を呼びて異族民と爲す可からざる事。

第四 我皇國の移住民と全くと朝鮮人の爲にも亦五年間一切の權利を廢絶せん事。

第五 金嶺探堀場に於て朝鮮人を備殺するを禁する事。

第六 朝鮮人の鬻を禁する事。

第七 自今朝鮮人の其本國より移住するを禁する事。

わしれば此地を朝鮮は廢絶は於ける韓の一大富庫たるなり。明鏡に掛けて見るが如し。東洋人たるもの露人の巧智に驚歎するのみならず、須臾沈思熟慮、己を顧みて深く畫策する所なるんばあるべからざる事。

朝鮮の志終

明治二十七年七月九日印刷
 明治二十七年七月十三日發行

著者 足立栗園
 定價 金十錢

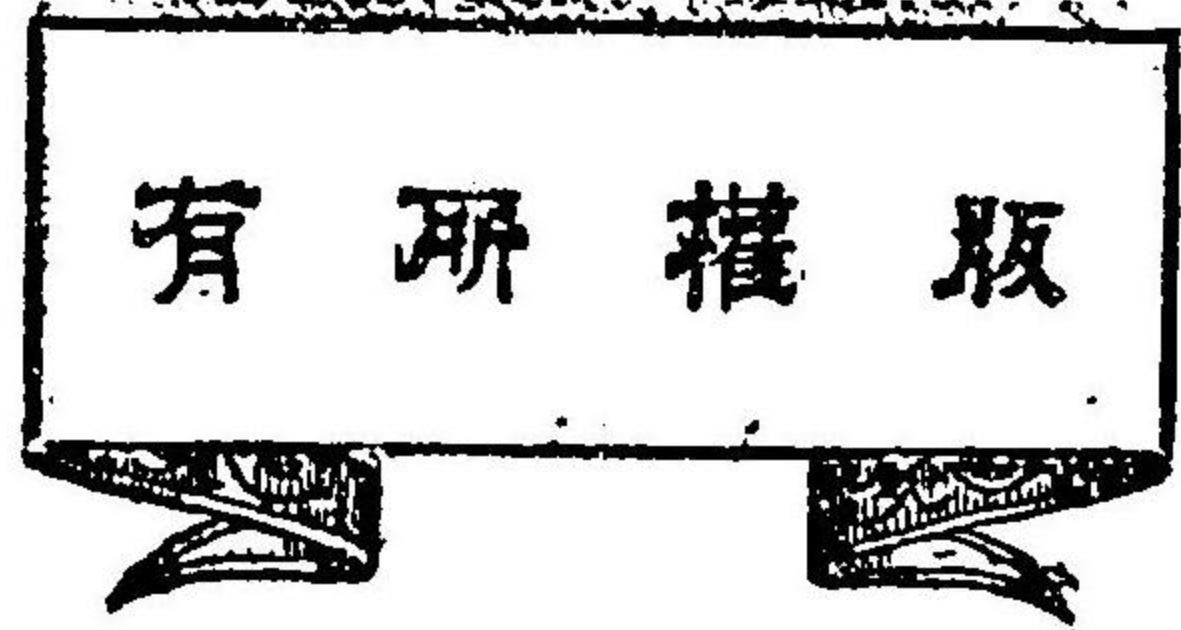
著述者 足立栗園
東京市本郷區湯島三軒町一丁目

發行者 齋藤次郎
東京市神田區表神保町十番地

印刷者 石川清太郎
東京市神田區區士見町一丁目廿四番地

發行所 益友社
東京市神田區表神保町十番地

印刷所 東京活版所



寶 源 號

海味類 東 東 燕 翅 類

參 茸 類 益 艾 燕

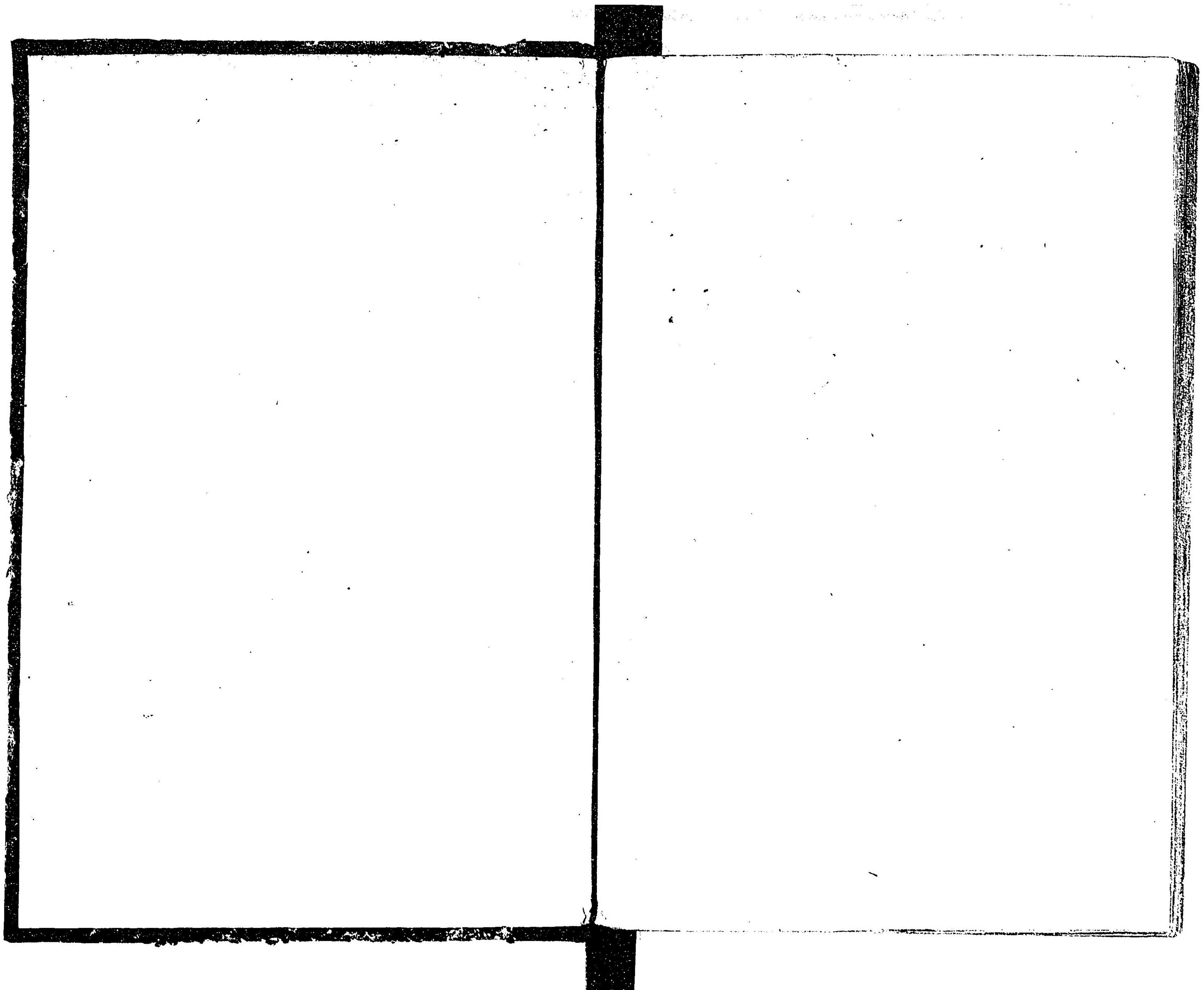
山 藥 類 不 同 燕 大 燕

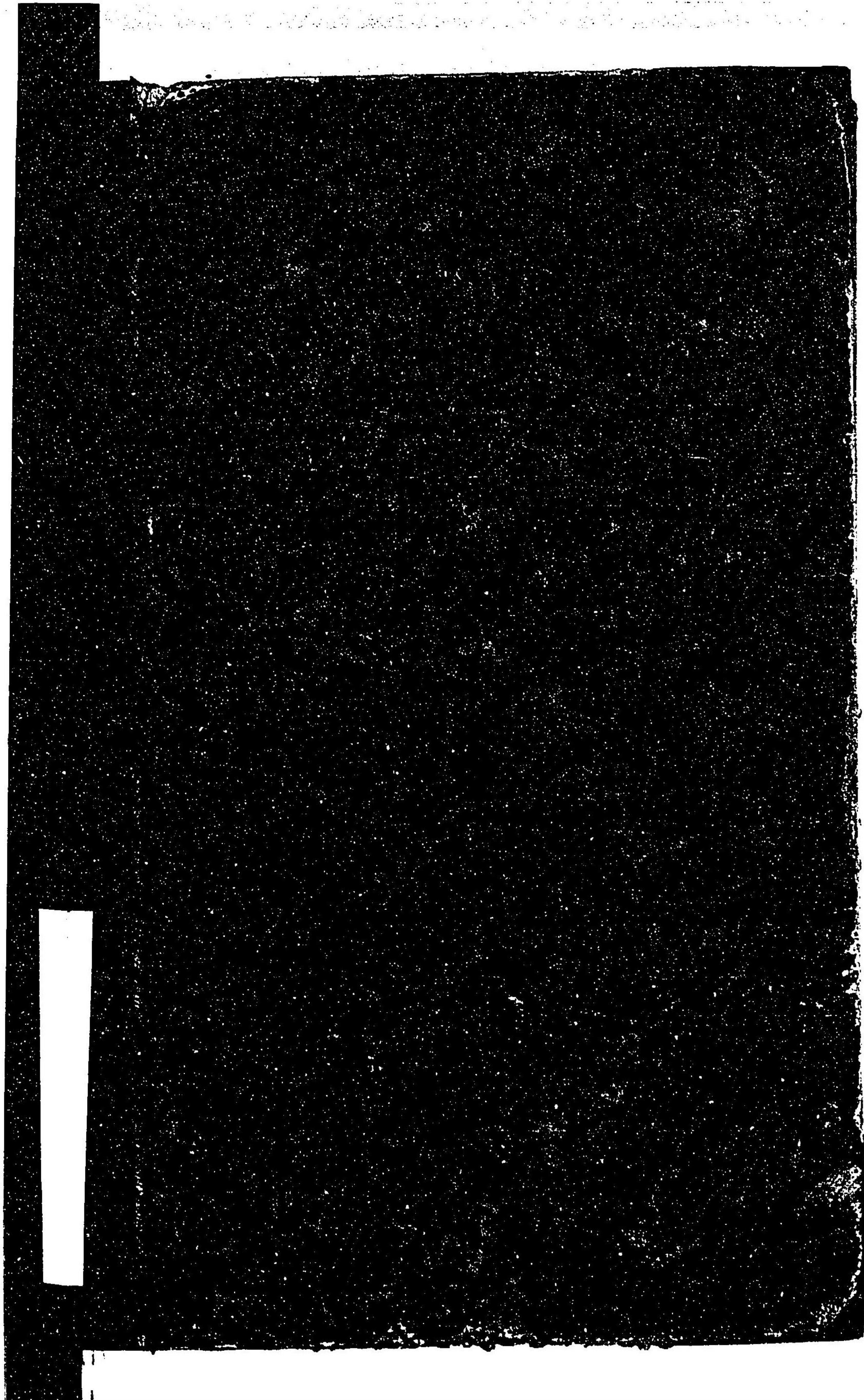
藥 材 類 燕 燕 燕 燕

醫 藥 類 風 益 藥 國

民國二十二年十月廿三日

廣東省城西關第十甫路





18

458

026433-000-2

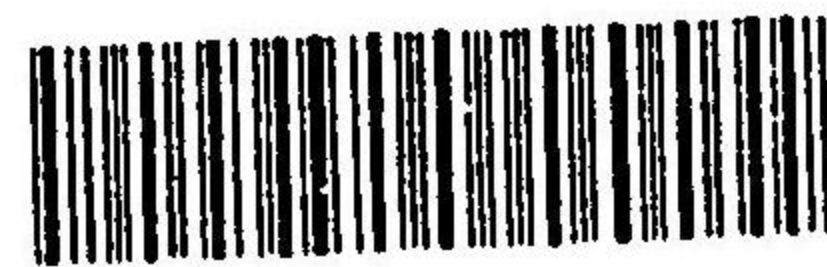
18-458

朝鮮志

足立 栗園/編

M27

ADD-0087



807